

昭和二十四年建設省令第十四号

建設業法施行規則

建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基き、建設業法施行規則を次のように制定する。

（国土交通省令で定める学科）

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七條第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四條第四項を除き、以下この条から第十條までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に於て同表の下欄に掲げる学科とする。

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業 防水工事業	建築学又は機械工学に関する学科 土木工学又は建築学に関する学科

機械器具設置工事業  
消防施設工事業  
熱絶縁工事業  
造園工事業  
さく井工事業  
器具工事業

建築学、機械工学又は電  
気工学に関する学科  
土木工学、建築学又は機  
械工学に関する学科  
土木工学、建築学、都市  
工学又は林学に関する学  
科  
土木工学、鉱山学、機械  
工学又は衛生工学に関す  
る学科  
建築学又は機械工学に関  
する学科

（許可申請書及び添付書類の様式）

第二条 法第五條の許可申請書及び法第六條第一項の許可申請書の添付書類のうち同條第一項第一号から第四号までに掲げるものの様式は、次に掲げるものとする。

一 許可申請書 別記様式第一号  
二 法第六條第一項第一号に掲げる書面 別記様式第二号  
三 法第六條第一項第二号に掲げる書面 別記様式第三号  
四 法第六條第一項第三号に掲げる書面 別記様式第四号  
五 削除  
六 法第六條第一項第四号に掲げる書面 別記様式第六号  
（法第六條第一項第五号の書面）

第三条 法第六條第一項第五号の書面のうち法第七條第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、次に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 次に掲げる基準に於て、それぞれ次に定める書面

イ 第七條第一号イに掲げる基準 別記様式第七号による証明書及び常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人を含む。以下同じ。）が当該イ（一）から（三）までのいずれかに規定する経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書

ロ 第七條第一号ロに掲げる基準 次に掲げる書面

(1) 別記様式第七号の二による証明書

(2) 常勤役員等が第七條第一号ロ（一）又は（二）に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による使用者の証明書

(3) 第七條第一号ロ（一）又は（二）に規定する経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者が当該ロ柱書に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による証明書

(4) 組織図（全社的なものを含み、かつ、（三）の常勤役員等を直接に補佐する当該ロ柱書に規定する経験を有する者の位置付けを明確にすること。）

ハ 第七條第一号ハに掲げる基準 当該ハの規定により同号イ又はロに掲げるものと同以上の経営体制を有すると認定された者であることを証する証明書

ニ 別記様式第七号の三による第七條第二号イからハまでに規定する届書の内容を記載した書面及び当該届書を提出したことを証する書面

2 法第六條第一項第五号の書面のうち法第七條第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第八号による証明書並びに第一号及び第二号又は第二号から第四号までのいずれかに掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 学校を卒業したこと及び学科を修めたことを証する卒業の証明書

二 実務の経験を証する別記様式第九号による使用者の証明書

三 法第七條第二号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書

四 監理技術者資格者証の写し

3 情報通信技術者法を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術者法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者（許可の更新を申請する者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、法第七條第二号イに掲げる基準を満たしていることを証する書面（別記様式第八号による証明書を除き、国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

4 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第七條第二号イに掲げる基準を満たしていることを証する書面の提出を省略することができる。

（法第六條第一項第六号の書類）

第四条 法第六條第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 別記様式第十一号による建設業法施行令（以下「令」という。）第三條に規定する使用人の一覧表

二 削除

三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員等を含む。、営業に於て成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。次号において同じ。）の住所、生年月日等に関する調査書

四 別記様式第十三号による令第三條に規定する使用人（当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。）の住所、生年月日等に関する調査書

五 許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に於て成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。）及び令第三條に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

六 法人である場合においては、定款

七 法人である場合においては、別記様式第十四号による総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面

八 株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三條第二項に規定する特例有限会社を除く。以下同じ。）以外の法人又は小会社（資本金の額が一億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上でない株式会社をいう。以下同じ。）である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、株式会社（小会社を除く。）である場合

たしていることを証する書面の提出を省略することができる。

（法第六條第一項第六号の書類）

第四条 法第六條第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 別記様式第十一号による建設業法施行令（以下「令」という。）第三條に規定する使用人の一覧表

二 削除

三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員等を含む。、営業に於て成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。次号において同じ。）の住所、生年月日等に関する調査書

四 別記様式第十三号による令第三條に規定する使用人（当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。）の住所、生年月日等に関する調査書

五 許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に於て成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。）及び令第三條に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

六 法人である場合においては、定款

七 法人である場合においては、別記様式第十四号による総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面

八 株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三條第二項に規定する特例有限会社を除く。以下同じ。）以外の法人又は小会社（資本金の額が一億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上でない株式会社をいう。以下同じ。）である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、株式会社（小会社を除く。）である場合

においてはこれらの書類及び別記様式第十七号の三による附属明細表

九 個人である場合においては、別記様式第十七号及び第十九号による直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

十 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十一 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

十二 別記様式第二十号による営業の沿革を記載した書面

十三 法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体に所属する場合においては、別記様式第二十号の二による当該建設業者団体の名称及び当該建設業者団体に所属した年月日を記載した書面

十四 国土交通大臣の許可を申請する者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税のそれぞれ直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十五 都道府県知事の許可を申請する者については、事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十六 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、前項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者（許可の更新を申請する者を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができる。

4 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいずれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

5 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで及び

第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

（許可の更新の申請）

第五条 法第三条第三項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに許可申請書を提出しなければならない。

（提出すべき書類の部数）

第六条 法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。

一 国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通

二 都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数

（法第七条第一号の基準）

第七条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

(1) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

(2) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者

(3) 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業者を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（変更の届出）

(1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

(2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同様以上の経営体制を有すると認定したものであること。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第六号第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五号第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

（変更の届出）

第七条の二 建設業者は、営業所に置く法第七条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七条第一号イ若しくはロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者若しくは同号ロ（一）若しくは（二）に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 建設業者は、前条第一項第一号イ若しくはロ（一）若しくは（二）に該当する者として証明された者が常勤役員等でなくなった場合、同号ロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者が同号ロ（一）若しくは（二）に該当する常勤役員等を直接に補佐する者でなくなった

場合又は同号ハに該当しなくなった場合において、これらに代わるべき者又は経営体制があるときは、二週間以内に、その者又は経営体制について、第三条第一項第一号に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 建設業者は、別記様式第七号の三の記載事項に変更を生じたときは、二週間（当該変更が従業員数のみである場合においては、毎事業年度経過後四月）以内に、別記様式第七号の三による変更後の内容を記載した書面に、当該変更の内容を証する書類を添えて（当該変更が従業員数のみである場合を除く。）、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の氏名の変更に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないうとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、当該建設業者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本を提出させることができる。

（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同様以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事にし、旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で第一条に規定する学科に合格した後五年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で同条に規定する学科に合格した後三年以上実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

Table with 2 columns: 建設業の種類 (Construction Industry Type) and 許可を受けようとする者 (Applicant). The table lists various construction types and the specific requirements for applicants, such as graduation from certain schools or having practical experience.

<p>土木 業 工 事</p>	<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>土木 業 工 事</p>
<p>大工 業 工 事</p>	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者 二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者 三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者 四 建築士法第四条の規定による一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p>	<p>建築 業 工 事</p>

<p>と び ・</p>	<p>左官 業 工 事</p>	<p>土木 業 工 事</p>
<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工</p>	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者 二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者 三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した者 四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 六 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 七 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 八 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 九 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 十 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者</p>	<p>五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者 六 建築一式工事及び大工工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者 七 大工工事及び内装仕上工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者 八 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 九 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者 十 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに限る。に合格した者</p>

<p>土木 業 工 事</p>	<p>管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」又は「葉液注入」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者 二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に關し三年以上実務の経験を有する者 三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者 四 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに限る。に合格した者</p>
-----------------------------	--

<p>石工 事業</p>	<p>とび工事に關し三年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに限る。に合格した者 二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 六 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 七 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 八 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 九 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者 十 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに限る。に合格した者</p>
------------------	---

<p>業 工 屋 事 根</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後屋根工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後屋根工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p>	<p>理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後石工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「葉液注入」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後石工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>
---	--

<p>業 工 電 事 氣</p> <p>一 技術検定のうち電気工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四條第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第四條第一項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四條第一項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 建築士法第二條第五項に規定する建築設備士となつた後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装</p>	<p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築一式工事及び屋根工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---	---

<p>管 工 事 業</p> <p>一 技術検定のうち管工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四條第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第二條第五項に規定する建築設備士となつた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五條の五第一項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>	<p>置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七條の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>
--	---

<p>業 工 造 鋼 事 物 構</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別</p>	<p>業 工 工 事 ック</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後タイ尔・れんが・ブロック工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後タイ尔・れんが・ブロック工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後タイ尔・れんが・ブロック工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第四條の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のタイ尔張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を二級のタイ尔張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイ尔・れんが・ブロック工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>六 登録計装試験に合格した後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後タイ尔・れんが・ブロック工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>
---	---	--

<p>を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 建築士法第四条の規定による一級建築士の免許を受けた者</p> <p>三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに限る。）</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>業 工 事</p> <p>鉄 筋</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後鉄筋工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後鉄筋工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするもの</p>
---	---

<p>のであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し三年以上実務の経験を有する者（検定職種を一級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を一級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>業 工 事</p> <p>舗 装</p> <p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>しゅんせつ工事業</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後しゅんせつ工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後しゅんせつ工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>
--	--	---

<p>四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）とするものに限る。）</p> <p>五 土木一式工事及びしゅんせつ工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>業 工 事</p> <p>板 金</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後板金工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後板金工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を二級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>ガ ラ ス 工 事 業</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格し</p>
---	---	--

<p>た後ガラス工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後ガラス工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のガラス施工とするものに限る。）に合格した者又は検定職種を二級のガラス施工とするものに限る。）</p> <p>五 建築一式工事及びガラス工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>業 工 事</p> <p>塗 装</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後塗装工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後塗装工</p>
--	--

業工仕内 事上装		業工防 事水
<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定</p>	<p>事に関し五年以上実務の経験を有する者          四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定職種を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者          二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後防水工事に関し三年以上実務の経験を有する者          三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定職種を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後防水工事に関し五年以上実務の経験を有する者          四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し三年以上実務の経験を有する者          五 建築一式工事及び防水工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

業工設器機 事置具械	<p>一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し三年以上実務の経験を有する者          二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者          二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験を有する者          三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後内装仕上工事に関し五年以上実務の経験を有する者          四 建築士法第四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者          五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を二級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験を有する者          六 建築一式工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者          七 大工工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---------------	---	---

業工通電 事信氣	<p>一 技術検定のうち電気通信工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者          二 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に</p>	<p>熱絶 緑工 事業</p> <p>三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者          一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者          二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した者          三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後熱絶縁工事に關し五年以上実務の経験を有する者          四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に關し三年以上実務の経験を有する者          五 建築一式工事及び熱絶縁工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
-------------	--	--

業工造 事園	<p>一 技術検定のうち造園施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者          二 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに限る。          三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した後造園工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>保るものとするものに限る。）とするものに合格した者          三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>
-----------	---	--

<p>業 工 建 事 事 具</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後、建具工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建具製作、</p>	<p>に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後、建具工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を「上下水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を二級のさく井とするものに合格した後、さく井工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 登録地すべり防止工事試験に合格した後、さく井工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>
---	--

<p>業 工 施 消 事 事 設 防</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後、消防施設に関する者</p>	<p>水道 業 工 施 事 事 設</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後、水道施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は「葉液注入」とするものに限る。)に合格した後、水道施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工學部門(選択科目を「水質管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>五 土木一式工事及び水道施設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---	---

<p>業 工 解 事 事 体</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後、解体工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>清 掃 業 工 施 事 事 設</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後、清掃施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者</p> <p>三 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の七第一項の規定による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</p> <p>四 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに限る。)に合格した者</p> <p>六 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録解体工事試験」という。)に合格した者</p> <p>七 土木一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>八 建築一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
--	---

<p>三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習</p>	<p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「葉液注入」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>四 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに限る。)に合格した者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに限る。)に合格した者</p> <p>六 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録解体工事試験」という。)に合格した者</p> <p>七 土木一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>八 建築一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---	--

(許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。)を修了した者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

**(登録の申請)**

**第七条の四 前条第二号の表及び土工事業の項第六号若しくは第七号、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第六号の登録(以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七号の十八において「登録」という。)**

五、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎ぐい工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験(以下「登録技術試験」という。)の実施に関する事務(以下「登録技術試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者(以下この項及び次項において「登録技術試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録技術試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録技術試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録技術試験事務を開始しようとする年月日

四 登録技術試験委員(第七条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その旨

五 申請に係る試験の種目

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録技術試験委員のうち、第七条の六第一項第二号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録技術試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録技術試験事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

**(欠格条項)**

**第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、登録を受けることができない。**

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七条の十五の規定によりして二年を経過しない者

三 法人であつて、登録技術試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

**(登録の要件等)**

**第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。**

一 第七条の八第一号の表の第一欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に担当する教授若しくは准教授若しくはこれらに相当する者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に担当する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において

地すべり防止工事	基礎ぐい工事	計装	解体
次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に担当する教授若しくは准教授若しくはこれらに相当する者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に担当する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務に担当する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務に担当する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に担当する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において

種目	科目	内容	時間
地すべり防止	地すべり一般知識に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項	四時間
基礎ぐい工事			三十分
計装			
解体			

2 登録は、登録技術試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録技術試験事務を行う者(以下「登録技術試験実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録技術試験事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録技術試験事務を開始する年月日

五 登録に係る試験の種目

**第七条の七 登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。**

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

**(登録技術試験事務の実施に係る義務)**

**第七条の八 登録技術試験実施機関は、公正にかつ、第七条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録技術試験事務を行わなければならない。**

一 次の表の第一欄に掲げる種目ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。



基礎工				工			
四 基礎 に関する 科目	三 基礎 に関する 科目	二 基礎 に関する 科目	一 基礎 に関する 科目	五 地す べり対策 設計 に関する 事項	四 地す べり調査 に関する 事項	三 地す べり調査 に関する 事項	二 地す べり関係 法令に関 する科目
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五	安全衛生法（昭和四十七年法律第五	安全衛生法（昭和四十七年法律第五	安全衛生法（昭和四十七年法律第五	杭及びアンカーの設計及び施工、地下水排水工並びに土工に関する事項	砂防及び地すべりの技術基準に関する事項	地形判読技術、計測技術及び地すべり機構に関する事項	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、災害対策基本法（昭和三十三年法律第二百二十三号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項
三 時				三 時			

解体工				計装			
三 解体 工事の技 術上の管 理に関する 事項	二 土木 工学及び 建築工学 に関する 事項	一 解体 工事の関 係法令に 関する 事項	五 計装 設備設計 図に関する 事項	四 計装 設備計画 に関する 事項	三 計装 設備計画 に関する 事項	二 計装 設備及び 施工管理 に関する 事項	一 計装 一般及び 計器に関 する事項
解体工事の施工計画、施工管理、安全衛生法（昭和四十七年法律第五	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他関係法令に関する事項	プラント設備又はビル設備における計装施工設計図の作成に関する事項	計装設備に係る基本計画及び施工計画に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	プラント設備又はビル設備における計装設計、工事積算、検査、調整及び工事施工法に関する事項	計装一般及び計器に関する事項
三 時				八 時			

理に関する科目  
管理その他の技術上の管理に関する事項

四 解体工事の施工方法に  
造、鉄筋コンクリート造その他の構造に  
関係する事項

五 解体工事の工  
機の種類及び選定  
に関する事項

六 解体工事の実務に  
関する事項

七 解体工事の工法及び  
機に関する事項

八 解体工事の工法及び  
機に関する事項

九 解体工事の工法及び  
機に関する事項

十 解体工事の工法及び  
機に関する事項

十一 解体工事の工法及び  
機に関する事項

十二 解体工事の工法及び  
機に関する事項

十三 解体工事の工法及び  
機に関する事項

十四 解体工事の工法及び  
機に関する事項

（登録技術試験の実施に必要事項をあらかじめ公示すること。）

三 登録技術試験に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。

四 終了した登録技術試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録技術試験に合格した者に対し、別記様式第二十一号による合格証明書（以下「登録技術試験合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七条の九 登録技術試験実施機関は、第七条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（規程）

第七条の十 登録技術試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録技術試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録技術試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録技術試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 登録技術試験の日程、公示方法その他の登録技術試験事務の実施の方法に関する事項

四 登録技術試験の受験の申込みに関する事項

五 登録技術試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

六 登録技術試験委員の選任及び解任に関する事項

七 登録技術試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

八 終了した登録技術試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

九 登録技術試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録技術試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録技術試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 第七条の十六第三項の帳簿その他の登録技術試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録技術試験事務に関し必要な事項

（登録技術試験事務の休廃止）

第七条の十一 登録技術試験実施機関は、登録技術試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録技術試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七条の十二 登録技術試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録技術試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録技術試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求を

するに、登録技術試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録技術試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）  
第七條の十三 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関の実施する登録技術試験が第七條の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録技術試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）  
第七條の十四 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が第七條の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録技術試験実施機関に対し、同条の規定による登録技術試験事務を行うべきこと又は登録技術試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）  
第七條の十五 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該登録技術試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録技術試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七條の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第七條の九から第七條の十一まで、第七條の十二第二項又は次条の規定に違反したとき

三 正当な理由がないのに第七條の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき

四 前二条の規定による命令に違反したとき

五 第七條の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

六 不正の手段により登録を受けたとき

（帳簿の記載等）  
第七條の十六 登録技術試験実施機関は、登録技術試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録技術試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録技術試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録技術試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録技術試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録技術試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録技術試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した登録技術試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）  
第七條の十七 国土交通大臣は、登録技術試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録技術試験実施機関に対し、登録技術試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）  
第七條の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき

二 第七條の九の規定による届出があつたとき

三 第七條の十一の規定による届出があつたとき

四 第七條の十五の規定により登録を取り消し、又は登録技術試験事務の停止を命じたとき

（使用人の変更の届出）  
第八條 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六條第一項第四号並びに第四條第一項第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（心身の故障により建設業を適正に営むことができない者）  
第八條の二 法第八條第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうとする。

（法第十一條第一項の変更の届出）  
第九條 法第十一條第一項の規定による変更届出書は、別記様式第二十二号の二によるものとする。

2 法第十一條第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五條第一号から第四号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書

二 法第五條第二号に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更 当該営業所に係る法第六條第一項第四号及び第五号の書面

三 法第五條第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六條第一項第四号の

書面並びに第四條第一項第三号又は第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類

3 情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四條第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三條第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）  
第十條 法第十一條第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 株式会社以外の法人である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、小会社である場合においてはこれらの書類及び事業報告書、株式会社（小会社を除く。）である場合においては別記様式第十五号から第十七号の三までによる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表並びに事業報告書

二 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による貸借対照表及び損益計算書

三 国土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

四 都道府県知事の許可を受けている者については、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

2 法第十一條第三項の国土交通省令で定める書類は、第四條第一項第一号及び第六号に掲げる書面とする。

（法第十一條第五項の書面の様式）  
第十條の二 法第十一條第五項の規定による届出は、別記様式第二十二号の三による届出書により行うものとする。

（廃業等の届出の様式）  
第十條の三 法第十二條の規定による届出は、別記様式第二十二号の四による廃業届により行うものとする。

（届出書の部数）  
第十一條 法第十一條又は第七條の二若しくは第八條の規定により提出すべき届出書及びその添

付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

(閲覧に供する書類)

第十二条 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一項第二号に掲げる書面（届書を提出したことを証する書面を除く。）
- 二 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる書類
- 三 第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法
- 四 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五 第十三条の二第一項柱書の認可申請書及び同項第一号から第四号までに掲げる書類

六 第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

七 第十三条の二第三項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

八 第十三条の三第一項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

(特定建設業についての準用)  
第十三条 第一条から第六条まで（第三条第二項から第四項までを除く。）第七條の二及び第八條から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第四項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、第七條の二第一項中「第七條第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五條第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書  
二 第三条第二項第一号から第三号までのいずれかに掲げる書面及び指導監督的な実務の経

験を証する別記様式第十号による使用者の証明書  
三 法第十五条第二号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書  
四 監理技術者資格者証の写し  
五 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者（特定建設業の許可の更新を申請する者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、法第十五条第二号イに掲げる基準を満たしていることを証する書面（別記様式第八号による証明書を除き、国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

4 特定建設業の許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第二号イに掲げる基準を満たしていることを証する書面のうち別記様式第八号による証明書以外の書面の提出を省略することができる。

第十三条の二 譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による譲受人に係る工事経歴書  
二 別記様式第三号による譲受人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面  
三 別記様式第四号による譲受人に係る使用人数を記載した書面  
四 別記様式第六号による譲受人（法人である場合においては当該法人、その役員等及び令第三条に規定する使用人、個人である場合においてはその者及び同条に規定する使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 譲受人に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面  
六 譲受人に係る第四条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは、「譲受人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

七 別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七條第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面  
八 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し  
九 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類  
二 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併存続法人」をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、別記様式第二十二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書  
三 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人である場合においては、別記様式第三号による当該合併存続法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面  
四 別記様式第四号による合併存続法人又は合併により設立される法人（以下この項及び第三十条第一項において「合併存続法人等」という。）に係る使用人数を記載した書面  
五 別記様式第六号による合併存続法人等並びにその法人の役員等及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

3 合併存続法人等に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面  
七 合併存続法人等に係る第四条第一項各号（同項第九号及び第十号を除き、当該合併存続法人等が合併により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「合併存続法人等」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

八 別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七條第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面  
九 合併契約書の写し及び合併比率説明書  
十 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類  
十一 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類  
二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）  
三 別記様式第三号による分割承継法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）  
四 別記様式第四号による分割承継法人に係る使用人数を記載した書面  
五 別記様式第六号及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 別記様式第六号及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 別記様式第六号及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

六 分割承継法人に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

七 分割承継法人に係る第四条第一項各号（同項第九号及び第十一号を除き、当該分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請書」とあるのは「分割承継法人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

八 別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七号第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九 分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

十 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

4 前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割承継法人（同条第三項に規定する「分割承継法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、知事許可建設業者が法第五条、法第六条又は法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十七条の二第一項から第三項までのいずれかの規定により譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の認可を申請した者（次項において「認可申請者」という。）に対し、第一項から第三項までに掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

7 認可申請者は、次の各号に掲げる場合においては、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

一 譲受人が建設業者である場合、当該譲受人に係る第四条第一項第三号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第四号及び第五号に掲げる書類については、当該譲受人が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。次号及び第三号において同じ。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。

二 合併存続法人が建設業者である場合、当該合併存続法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類。ただし、第四号第一項第三号から第七号まで、第十号、第十四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第三項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該分割承継法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。

三 分割承継法人が建設業者である場合、当該分割承継法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第三項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類。ただし、第四号第一項第三号から第七号まで、第十号、第十四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第三項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該分割承継法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。

8 第七号の規定は、法第十七条の二第一項から第三項までの認可について準用する。この場合において、第七号第二号中「提出した」とあるのは、「提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。

9 法第十七条の二第一項から第三項までのいずれかの規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる期間内に同表の下欄に掲げる書類を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

譲受人、合併存続法人又は分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く。）	当該承継の日から二週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
合併により新設された法人及び分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）	当該承継の日から二週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
当該承継の日から三週間以内	第四条第一項第十号、第十二号及び第十三号に掲げる書類	

10 第一項から第三項までの規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。

第十三条の三 相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する「被相続人」をいう。以下この条において同じ。）の選定した建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類

二 別記様式第二十二号による申請者に係る工事経歴書

三 別記様式第三号による申請者に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

四 別記様式第四号による申請者に係る使用人数を記載した書面

五 別記様式第六号による申請者、その者の令第三条に規定する使用人及び法定代理人（法

人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

六 申請者に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

七 申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二十二号の十一による第六項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第七項において「誓約書」という。）

八 申請者に係る第四条第一項各号（同項第六号から第八号までを除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請書」とあるのは「申請者」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

九 申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

2 前項の規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した申請者は、自ら又は被相続人が都道府県知事の許可を受けているときは、別記様式第二十二号の十二による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の許可を受けた同項の申請者又は被相続人が法第五条、法第六条及び法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請者に対し、第一項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5 建設業者である申請者は、第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号から第五号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、第四条第一項第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該申請者が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の

規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したも

らその記載事項に変更がない場合に

7 法第十七条の三第一項の規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者(第一項第八号に掲げる誓約書を提出した者に限る)は、当該認可を受けた日から二週間以内

8 第一項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という)を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルを用いる。以下この条において同じ)に記録する措置

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができ

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができ

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができ

第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない

一 第一項第一号に掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知すること

二 第一項第一号に掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知すること

ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない

二 第一項第一号に掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知すること

ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう

(建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の五 令第五条の五第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする

一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの

二 ファイルへの記録の方式

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承認の取得)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない

二 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう

(現場代理人の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の七 法第十九条の二第三項の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という)をする場合にあつては第一号又は第二号に、現場代理人に関する事項を通知する場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて請負人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する

電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうちイに掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機と注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という)を送信し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら注文者の用に供されるファイルを用いる。以下この条において同じ)に記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

前項第一号及び第二号に掲げる方法は、請負人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない

二 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない

一 注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知すること

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに記録された次条に規定する

記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに記録された次条に規定する

記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに記録された次条に規定する

備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知するものであること。ただし、注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、請負人の使用に係る電子計算機と、注文者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（現場代理人の選任等に関する通知に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の八 令第五条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち請負人が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方法
- （監督員の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の九 法第十九条の二第四項の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合にあっては第一号又は第二号に、監督員に関する事項を通知する場合にあっては第三号又は第四号に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気

通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら請負人の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 第一項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知するものであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 三 第一項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知するものであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（監督員の選任等に関する通知に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十 令第五条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち注文者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方法
- （建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の十一 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 建設業者の使用に係る電子計算機と建設工事の注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、建設工事の注文者ファイル（専ら注文者の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法
- ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、建設工事の注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該建設工事の注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
- ハ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供する方法
- ニ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 建設工事の注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。ただし、建設工事の注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 三 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。

（建設工事の見積書に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十二 令第五条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の十三 令第五条の九第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第五条の九第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- ニ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十四 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染

二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

（一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の十五 法第二十二條第四項の国土交通省令で定める方法は、法第二十二條第四項前段

に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあっては第一号又は第二号に、法第二十二條第三項の承諾をする場合にあっては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの  
イ 発注者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら元請負人の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法  
ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法

四 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  
2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書

面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、発注者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(一)括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十六 令第六条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式  
(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十七 法第二十三條第二項の国土交通省令で定める方法は、法第二十三條第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあっては第一号又は第二号に、法第二十三條第一項ただし書の承諾をする場合にあっては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 下請負人選定者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に

係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法  
三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と法第二十三條第一項ただし書の規定により下請負人を選定する者(以下この条において「下請負人選定者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら下請負人選定者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた当該下請負人選定者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた下請負人選定者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供する方法  
四 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 下請負人選定者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十八 令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち注文者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式  
(法第二十四條の六第四項の率)

第十四条 法第二十四條の六第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。

(施工体制台帳の記載事項等)  
第十四条の二 法第二十四條の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 作成建設業者(法第二十四條の八第一項の規定(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。))第十五條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類  
ロ 健康保険法第四十八條の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七條の規定による被保険者の資格の

取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期  
ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地  
ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の第二項に規定する通知事項

ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の第二項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定による監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（六）に掲げるものを除く。）

(1) 氏名、生年月日及び年齢  
職種

(2) 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（三）において「社会保険」という。）の加入等の状況

(3) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（四）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

(4) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(5) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

(6) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）及び同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）の従事者の状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

四 健康保険等の加入状況

ハ 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の第二項に規定する通知事項

ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の第二項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が有する主任技術者の氏名、当該主任技術者が専任の主任技術者資格及び当該主任技術者が法第二十六条の二第二項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負ったものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（六）に掲げるものを除く。）

(1) 氏名、生年月日及び年齢  
職種

(2) 社会保険の加入等の状況

(3) 被共済者であるか否かの別

(4) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(5) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

(6) 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事者の状況

二 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となった下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者の証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は

監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

四 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該



該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲

げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業者を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからハまで、チ及びリに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業者を営む者（以下この条において「再下請負通知人」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業者を営む者に請け負わせた都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業者を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業者を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

4 再下請負通知人該当者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、第七項で定めるところにより、作成建設業者又は第二項に規定する他の建設業者を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。

この場合において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定による第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第四項各号に規定する方法のうち再下請負通知人該当者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負

人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

第十四条の五 第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとにかつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示し、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に

人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

第十四条の五 第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとにかつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示し、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に

ついで変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならぬ。

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面において、当該再下請負通知組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法  
7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。  
一 第六項各号に規定する方法のうち再下請負通知人が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。（施工体系図）

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておくなければならない。  
一 作成建設業者の商号又は名称  
二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項  
イ 建設工事の名称及び工期  
ロ 発注者の商号、名称又は氏名  
ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名  
ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ 第十四条の二第二項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容  
三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負つた建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）  
イ 商号又は名称  
ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別  
ニ 許可番号  
四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）  
イ 建設工事の内容及び工期  
ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無  
ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名  
ニ 第十四条の二第二項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容  
（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七 法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の揭示は、第十四条の二第二項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号の請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。  
（紛争処理状況の報告）

第十五条 法第二十五条の二十五の規定による報告は、毎四半期経過後十五日以内に、当該四半期中における次の各号に掲げる事項につきしなければならない。  
一 あつせん、調停又は仲裁の申請の件数  
二 職権に基づきあつせん又は調停を行う必要があると決議した事件の件数  
三 あつせん若しくは調停をしないものとした事件又はあつせん若しくは調停を打ち切つた事件の件数  
四 あつせん又は調停により解決した事件の件数  
五 仲裁判断をした事件の件数  
六 その他審査会の事務に関し重要な事項（名簿の記載事項）

第十六条 令第八条第一項の委員又は特別委員の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
一 氏名及び職業  
二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつてはその旨  
三 任命及び任期満了の年月日

（調書）  
第十七条 令第二十三条の調書は、別記様式第二十三号、第二十四号及び第二十五号により作成しなければならない。  
第十七条の二 削除  
第十七条の三 削除  
（講習の登録の申請）  
第十七条の四 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。  
一 法人である場合においては、次に掲げる書類  
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
ロ 株主名簿又は社員名簿の写し  
ハ 申請に係る意思の決定を証する書類  
ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類  
二 個人である場合においては、登録を受けようとする者の略歴を記載した書類  
三 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類  
四 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類  
五 登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面  
六 その他参考となる事項を記載した書類

2 国土交通大臣は、登録を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。  
（登録の更新）  
第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。  
（登録の更新）  
第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。  
（登録の更新）  
第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。  
（登録の更新）  
第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

イ 商号又は名称  
ロ 代表者の氏名

一 氏名及び職業  
二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつてはその旨  
三 任命及び任期満了の年月日

（登録の更新）  
第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

(特定専門工事の合意の内容等)  
第十七条の六 法第二十六条の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該特定専門工事の内容
- 二 当該特定専門工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。次号において同じ。)
- 三 当該特定専門工事が元請負人が発注者から直接請け負った建設工事に係るものであるときは、当該元請負人が当該発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額
- 四 元請負人が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面
  - 二 前項第四号の主任技術者が当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面
- (特定専門工事の元請負人及び下請負人の合意に係る情報通信の技術を利用する方法)  
第十七条の七 法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら受信者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。
  - ロ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の

相手方の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法  
ハ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)  
第十七条の八 法第二十六条の三第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら元請負人の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。
  - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気

通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法  
ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法  
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
(特定専門工事の注文者の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)  
第十七条の九 令第三十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち注文者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式  
(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)  
第十七条の十 令第三十一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に令第三十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記載する方法  
ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法  
前項各号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

2 前項各号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。  
(講習の実施基準)  
第十七条の十一 法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間
(一) 建設工事に關する法律制度	イ 方法及び法に基づく命令並びに關係法令等 ロ 建設工事に關する適正な施工に係る施策	一・五時間
(二) 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術	イ 建設工事の施工計画の作成に關する事項 ロ 工程管理に關する事項 ハ 品質管理に關する事項	二・五時間

(三)	上の管	二 安全管理	二 時間
	建設工事に関する最新の材料、資材及び施工方法	イ 最新の材料及び資材の特性に関する事項 ロ 施工の合理化に係る方法に関する事項	
備考	(二) 及び (三) に掲げる科目は、最新の事例を用いて講習を行うこと。		

- 四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。
- 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 六 試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- 七 講習の課程を修了した者（以下「修了者」という。）の法第二十七条の十八第一項に規定する資格者証（修了者が資格者証の交付を受けていない場合にあつては、別記様式第二十五号の三によるラベル）に修了した旨を記載すること。
- 八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習であることを公示すること。
- 九 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。
- （講習規程の記載事項）
- 第十七条の十二 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 講習に係る業務（以下「講習業務」という。）を行う時間及び休日に関する事項
  - 講習業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
  - 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
  - 講習の受講の申請に関する事項
  - 講習の実施方法に関する事項
  - 講習の内容及び時間に関する事項
  - 講義に用いる教材に関する事項
  - 試験の方法に関する事項
  - 修了した旨の記載に関する事項
  - 講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
  - 第十七条の十六第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項
  - その他講習業務の実施に関し必要な事項
- 第十七条の十三 登録講習実施機関は、法第二十六条の十二の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 休止し、又は廃止しようとする講習業務の範囲
  - 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
  - 休止又は廃止の理由
- 第十七条の十四 法第二十六条の十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 第十七条の十五 法第二十六条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。
- 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。

- （帳簿）
- 第十七条の十六 法第二十六条の十七の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 講習の実施年月日
  - 講習の実施場所
  - 講習を行った講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間
  - 修了者の氏名、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍。以下同じ。）及び住所、生年月日並びに修了した旨を記載した年月日及び修了番号
- 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 登録講習実施機関は、法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。
- 登録講習実施機関は、講義に用いた教材並びに試験に用いた問題用紙及び答案用紙を講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- （講習業務の引継ぎ）
- 第十七条の十七 登録講習実施機関は、法第二十六条の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 講習業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - 前条第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - その他国土交通大臣が必要と認める事項
- （講習の実施結果の報告）
- 第十七条の十八 登録講習実施機関は、講習を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 講習の実施年月日
  - 講習の実施場所
  - 修了者数
- 前項の報告書には、第十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

- 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。
- 登録講習実施機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- （講習の受講）
- 第十七条の十九 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。（検定等の指定）
- 第十七条の二十 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。
- 一般社団法人又は一般財団法人で、検定等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する検定等であること。
  - 正当な理由なく受検又は受験を制限する検定等でないこと。
  - 国土交通大臣が定める検定等の実施要領に従つて実施される検定等であること。
- 前項に規定するもののほか、令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。
- 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の名称及び主たる事務所所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

検定等を実施する者	検定等の名称
名称 一般社団法人 日本建設機械 施工協会	主たる事務所 の所在地 東京都港区芝 公園三丁目五 番八号
二級建設機 械施工技術 研修の修了 試験	二級土木施 工管理技術 研修の修了 試験
一般財団法人 全国建設研修 センター	東京都小平市 喜平町二丁目 一番二号
二級建築施 工管理技術 研修の修了 試験	二級土木施 工管理技術 研修の修了 試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都港区虎 ノ門四丁目二 番十二号
二級建築施 工管理技術 研修の修了 試験	二級建築施 工管理技術 研修の修了 試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都港区虎 ノ門四丁目二 番十二号
建築施工技 術者試験	建築施工技 術者試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都港区虎 ノ門四丁目二 番十二号
電気工事務 業試験	電気工事務 業試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都港区虎 ノ門四丁目二 番十二号
二級管工事 施工管理技 術研修の修 了試験	二級管工事 施工管理技 術研修の修 了試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都小平市 喜平町二丁目 一番二号
二級管工事 施工管理技 術研修の修 了試験	二級管工事 施工管理技 術研修の修 了試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都小平市 喜平町二丁目 一番二号
造園施工技 術者試験	造園施工技 術者試験
一般財団法人 建設業振興基 金	東京都小平市 喜平町二丁目 一番二号
造園施工技 術者試験	造園施工技 術者試験

検定試験機関	指定をし た日
名称 主たる事務 所の所在地	指定をし た日

建設機 械施工 管理	土木施 工管理	建築施 工管理	電気工 事施工 管理	管工事 施工 管理	管工事 施工 管理	電気通 信工事 施工 管理	造園施 工管理
一般社団法 人日本建設 機械施工協 会	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金	一般財団法 人建設業振 興基金
東京都港区 芝公園三丁 目五番八号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都港区 虎ノ門四丁 目二番十二 号	東京都小平 市喜平町二 丁目一番二 号
昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日	昭和六十 三年十月 十七日

**第十七条の二十二 法第二十七条の二第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 名称及び住所
- 二 試験事務を行うおととする事務所の名称及び所在地
- 三 行おうとする試験事務の範囲
- 四 試験事務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

**第十七条の二十一 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。**

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員及び略歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 試験事務を行うおととする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第二十七条の六第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

十一 法第二十七条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する役員誓約書

十二 その他参考となる事項を記載した書類（名称等の変更の届出）

**第十七条の二十三 指定試験機関は、法第二十七条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（役員等の選任又は解任の認可の申請）

**第十七条の二十四 指定試験機関は、法第二十七条の五第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする者の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第二十七条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（試験委員の選任又は解任の届出）

**第十七条の二十五 法第二十七条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、技術検定に関し職見を有する者であつて、担当する検定種目について専門的な技術又は学識経験を有するものであることとする。**

（試験委員の選任又は解任の届出）

**第十七条の二十六 指定試験機関は、法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 試験委員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

（試験事務規程の記載事項）

**第十七条の二十七 法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。**

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 受検手数料の収納の方法に関する事項
- 五 試験委員の選任又は解任に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の認可の申請）

**第十七条の二十八 指定試験機関は、法第二十七条の八第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 指定試験機関は、法第二十七条の八第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

**第十七条の二十九 指定試験機関は、法第二十七条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。**

- 一 指定試験機関は、法第二十七条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（帳簿）

**第十七条の三十 法第二十七条の十の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。**

- 一 試験の区分
- 二 試験年月日
- 三 試験地
- 四 受検者の受検番号、氏名、生年月日及び合否の別
- 五 合格した者に書面でその旨を通知した日（以下「合格通知日」という。）
- 2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技术検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第七条第一項第二号及び第八号第一号第七号の規定により提出された写真を添付しなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の十に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。
- 5 法第二十七条の十に規定する帳簿（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び第二項の規定により添付された写真（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、試験の区分ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。（試験事務の実施結果の報告）
- 第十七条の三十一** 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 一 試験年月日
  - 二 試験地
  - 三 受検申請者数
  - 四 受検者数
  - 五 合格者数
  - 六 合格通知日
  - 2 前項の報告書には、合格者の受検番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに前条第二項に規定する写真のうち合格者に係るものを記録した電磁的記録媒体を添付しなければならない。

- （試験事務の休廃止の許可）
- 第十七条の三十二** 指定試験機関は、法第二十七条の十三第三項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
  - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
  - 三 休止又は廃止の理由
- （試験事務の引継ぎ）
- 第十七条の三十三** 指定試験機関は、法第二十七条の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
  - 一 試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - 二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
  - 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項
- （資格者証の交付の申請）
- 第十七条の三十四** 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。
  - 一 申請者の氏名、生年月日、本籍及び住所
  - 二 申請者が有する監理技術者資格
  - 三 建設業者の業務に従事している場合にあつては、当該建設業者の商号又は名称及び許可番号
  - 2 前項の資格者証交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 監理技術者資格を有することを証する書面
    - 二 建設業者の業務に従事している場合にあつては、当該建設業者の業務に従事している旨を証する書面
  - 3 国土交通大臣は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳

- 法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に對し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- 4 資格者証交付申請書の様式は、別記様式第二十五号の四によるものとする。
- 5 資格者証の交付の申請が既に交付された資格者証に記載されている監理技術者資格以外の監理技術者資格の記載に係るものである場合には、当該申請により行う資格者証の交付は、その既に交付された資格者証と引換えに行うものとする。
- （資格者証の記載事項及び様式）
- 第十七条の三十五** 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
  - 二 最初に資格者証の交付を受けた年月日
  - 三 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
  - 四 交付を受ける者が有する監理技術者資格
  - 五 建設業者の種類
  - 六 資格者証の交付番号
  - 七 資格者証の有効期間の満了する日
  - 八 交付を受ける者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、前条第一項第三号に掲げる事項
  - 九 交付を受ける者が法第二十六条第五項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨
- 2 資格者証の様式は、別記様式第二十五号の五によるものとする。
- 3 資格者証の記載に用いる略語は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。（資格者証の記載事項の変更等）
- 第十七条の三十六** 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。
  - 一 氏名又は住所を変更したとき。
  - 二 資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつたとき。
  - 三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出をしようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に對し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- 4 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。
- 5 第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。
- 6 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。
- （資格者証の有効期間の更新）
- 第十七条の三十八** 法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十
- 2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、資格者証用写真を添付した別記様式第二十五号の七による資格者証再交付申請書を提出しなければならない。
- 3 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。
- 4 資格者証を亡失してその再交付又は新たな資格者証の交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。
- 5 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。
- 6 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。
- （資格者証の有効期間の更新）
- 第十七条の三十八** 法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十

日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

2 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。

(指定資格者証交付機関の指定)

第十七条の三十九 法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
一般財団法人建設業技術者センター	東京都千代田区二番町三番地	昭和六十三年七月十一日

(指定資格者証交付機関の指定の申請)

第十七条の四十 法第二十七条の十九第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 交付等事務を行うとする事務所の名称及び所在地
- 三 交付等事務を開始しようとする年月日
- 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
  - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 五 役員の名簿及び略歴を記載した書類
  - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - 七 交付等事務を行うとする事務所ごとの交付等に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
  - 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - 九 交付等事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
  - 十 その他参考となる事項を記載した書類

(交付等事務規程の記載事項)

第十七条の四十一 法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める交付等事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 交付等事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 交付等事務を行う事務所に関する事項
- 三 交付等事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 交付等事務に関する書類の管理に関する事項
- 六 その他交付等事務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の届出)

第十七条の四十二 指定資格者証交付機関は、法第二十七条の二十第一項前段の規定による届出をしようとするときは、事業計画及び収支予算を記載した届出書を当該事業年度の開始前に国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定資格者証交付機関は、法第二十七条の二十第一項後段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第十七条の四十三 指定資格者証交付機関は、事業年度の終了後遅滞なく、当該事業年度における資格者証の交付等の件数、当該事業年度の末日において当該指定資格者証交付機関から資格者証の交付を受けている者の人数その他の事項を記載した事業報告書及び収支決算書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第十七条の四十四 第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十八第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第四十二条の法人)

第十八条 令第四十二条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二号第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

(経営事項審査の受審)

第十八条の二 法第二十七条の二十三第一項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
- 二 建設業の営業継続の状況
- 三 法令遵守の状況
- 四 建設業の経理に関する状況
- 五 研究開発の状況
- 六 防災活動への貢献の状況
- 七 建設機械の保有状況
- 八 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数
- 二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数
- 四 元請完成工事高

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 会計監査人又は会計参与の設置の有無
- 二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無
- イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの
- ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条にお

いて準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

二 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イからニまでに掲げる者の数

(登録の申請)

第十八条の四 前条第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習の実施に関する事務(以下「登録基幹技能者講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

二 前条第二項第二号の登録を受けようとする者(以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の六までにおいて同じ。)にあつては、その代表者の氏名

二 登録基幹技能者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録基幹技能者講習事務を開始しようとする年月日

四 登録基幹技能者講習委員(第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五 登録基幹技能者講習の種類

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の科目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の科目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

二 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録基幹技能者講習事務を行う者(以下「登録基幹技能者講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

五 登録基幹技能者講習の種類

(登録の更新)

第十八条の七 第十八条の三第二項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び試験により行うものであること。

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。

科目	内容
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項
基幹技能関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の事項	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項

術上の管理に関する科目

ハ 資材管理に関する事項

ニ 原価管理に関する事項

ホ 品質管理に関する事項

ヘ 安全管理に関する事項

四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に回答すること。

六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。

七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。

十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第十八条の九 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の十 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 登録基幹技能者講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項

一 登録基幹技能者講習委員(第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

二 登録基幹技能者講習の種類

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の科目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の科目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

二 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録基幹技能者講習事務を行う者(以下「登録基幹技能者講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

五 登録基幹技能者講習の種類

(登録の更新)

第十八条の七 第十八条の三第二項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び試験により行うものであること。

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。



三 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項

四 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項

五 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

六 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項

七 登録基幹技能者講習試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

八 終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

九 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項

十 登録基幹技能者講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録基幹技能者講習事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受講者の処分に関する事項

十三 第十八条の十六第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録基幹技能者講習事務に關し必要な事項

(登録基幹技能者講習事務の休廃止)

第十八条の十一 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録基幹技能者講習事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止し又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条の十二 登録基幹技能者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録基幹技能者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録基幹技能者講習実施

機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録基幹技能者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録に作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録基幹技能者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報

が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第十八条の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の十四 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の八の規定に違反しているとき認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当す

るときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第十八条の三第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条の十六 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習に關する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 登録基幹技能者講習修了証の交付年月日

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録基幹技能者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録基幹技能者講習の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録基幹技能者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録基幹技能者講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録基幹技能者講習の試験問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第十八条の十七 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習事務の適切な実施を確保するため必要が

あると認めるときは、登録基幹技能者講習実施機関に対し、登録基幹技能者講習事務の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十八条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十八条の三第二項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条の九の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の十九 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験の実施に關する事務(以下「登録経理試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八条の三第三項第二号ロの登録を受けようとする者(以下「登録経理試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録経理試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録経理試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録経理試験事務を開始しようとする年月日

四 登録経理試験委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに係る書面
- ハ 申請に依る意思の決定を証する書類
- ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 登録経理試験委員のうち、次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 四 登録経理試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類（登録の要件等）

第十八条の二十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

- 一 次に掲げる内容について試験が行われるものであること。
- イ 会計学
- ロ 会社法その他会計に関する法令
- ハ 建設業に関する法令（会計に関する部分に限る。）
- ニ その他建設業会計に関する知識

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において会計学その他の登録経理試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は会計学その他の登録経理試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務（八並びに第十八条の二十四第一項第二号ロ及びハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者

- ハ 監査法人の行う建設業監査等とその社員として五年以上関与した公認会計士
- ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者
- 三 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録経理試験事務を行う者（以下「登録経理試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録経理試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録経理試験事務を開始する年月日

第十八条の二十一 登録経理試験実施機関は、次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の第一欄に掲げる級ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

級	科目	内容	時間
級一	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	四十分
級二	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	四十分
級二	二 建設業の財務諸表に関する科目	建設業の経営分析に財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項	三十分
級二	三 建設業の財務諸表に関する科目	建設業の経営分析に財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項	三十分
級二	四 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	三十分

- 二 登録経理試験を実施する日時、場所その他登録経理試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 三 登録経理試験に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。
- 四 終了した登録経理試験の問題及び合格基準を公表すること。
- 五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の九による合格証明書（以下「登録経理試験合格証明書」という。）を交付すること。

第十八条の二十二 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

級	科目	内容	時間
級一	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	四十分
級二	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	四十分
級二	二 建設業の財務諸表に関する科目	建設業の経営分析に財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項	三十分
級二	三 建設業の財務諸表に関する科目	建設業の経営分析に財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項	三十分
級二	四 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	三十分

- 第七條の九
- 第七條の十第三号
- 第七條の十第四号、第五号、第七号及び第八号、第七條の十六第四項各号
- 第七條の十第六号
- 第七條の十第九号
- 第七條の十二第二項、第七條の十六第四項
- 第七條の十三
- 第七條の十四
- 第七條の十六第一項
- 第七條の十六第二項
- 第七條の十六第三項
- 第七條の十六第四項
- 第七條の十六第五項
- 第七條の十六第六項
- 第七條の十六第七項
- 第七條の十六第八項
- 第七條の十六第九項
- 第七條の十六第十項
- 第七條の十六第十一項
- 第七條の十六第十二項
- 第七條の十六第十三項
- 第七條の十六第十四項
- 第七條の十六第十五項
- 第七條の十六第十六項
- 第七條の十六第十七項
- 第七條の十六第十八項
- 第七條の十六第十九項
- 第七條の十六第二十項
- 第七條の十六第二十一項
- 第七條の十六第二十二項
- 第七條の十六第二十三項
- 第七條の十六第二十四項
- 第七條の十六第二十五項
- 第七條の十六第二十六項
- 第七條の十六第二十七項
- 第七條の十六第二十八項
- 第七條の十六第二十九項
- 第七條の十六第三十項
- 第七條の十六第三十一項
- 第七條の十六第三十二項
- 第七條の十六第三十三項
- 第七條の十六第三十四項
- 第七條の十六第三十五項
- 第七條の十六第三十六項
- 第七條の十六第三十七項
- 第七條の十六第三十八項
- 第七條の十六第三十九項
- 第七條の十六第四十項
- 第七條の十六第四十一項
- 第七條の十六第四十二項
- 第七條の十六第四十三項
- 第七條の十六第四十四項
- 第七條の十六第四十五項
- 第七條の十六第四十六項
- 第七條の十六第四十七項
- 第七條の十六第四十八項
- 第七條の十六第四十九項
- 第七條の十六第五十項
- 第七條の十六第五十一項
- 第七條の十六第五十二項
- 第七條の十六第五十三項
- 第七條の十六第五十四項
- 第七條の十六第五十五項
- 第七條の十六第五十六項
- 第七條の十六第五十七項
- 第七條の十六第五十八項
- 第七條の十六第五十九項
- 第七條の十六第六十項
- 第七條の十六第六十一項
- 第七條の十六第六十二項
- 第七條の十六第六十三項
- 第七條の十六第六十四項
- 第七條の十六第六十五項
- 第七條の十六第六十六項
- 第七條の十六第六十七項
- 第七條の十六第六十八項
- 第七條の十六第六十九項
- 第七條の十六第七十項
- 第七條の十六第七十一項
- 第七條の十六第七十二項
- 第七條の十六第七十三項
- 第七條の十六第七十四項
- 第七條の十六第七十五項
- 第七條の十六第七十六項
- 第七條の十六第七十七項
- 第七條の十六第七十八項
- 第七條の十六第七十九項
- 第七條の十六第八十項
- 第七條の十六第八十一項
- 第七條の十六第八十二項
- 第七條の十六第八十三項
- 第七條の十六第八十四項
- 第七條の十六第八十五項
- 第七條の十六第八十六項
- 第七條の十六第八十七項
- 第七條の十六第八十八項
- 第七條の十六第八十九項
- 第七條の十六第九十項
- 第七條の十六第九十一項
- 第七條の十六第九十二項
- 第七條の十六第九十三項
- 第七條の十六第九十四項
- 第七條の十六第九十五項
- 第七條の十六第九十六項
- 第七條の十六第九十七項
- 第七條の十六第九十八項
- 第七條の十六第九十九項
- 第七條の十六第一百項

（登録の申請）

第十八条の二十三 第十八条の三第三項第二号ハの登録は、登録経理講習の実施に関する事務（以下「登録経理講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとする者（以下「登録経理講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録経理講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録経理講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録経理講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録経理講習委員（次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十九条において読み替へて準



第十八条の十四	八条の六 第一項	第十八条の八	第十八条の二十五
第十八条の十六第一項	登録基幹 技能者講習に	登録経理講習に	

(経営状況分析の申請)

第十九条の二 登録経営状況分析機関は、経営状況分析の申請の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 法第二十七条の二十四第二項及び第三項の規定により提出すべき経営状況分析申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、提出しなければならない。

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 法第二十七条の二十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 商号又は名称
- 二 主たる営業所の所在地
- 三 許可番号

2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

(経営状況分析申請書の添付書類)

第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。)である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

二 前記の会社以外の法人である場合においては、別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

三 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三

年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

五 その他他経営状況分析に必要な書類

2 前項第一号から第四号までに掲げる書類のうち、既に提出され、かつ、その内容に変更がないものについては、同項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。

(経営状況分析の結果の通知)

第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十三による通知書により行うものとする。

第十九条の六 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 法第二十七条の二十六第二項及び第三項の規定により提出すべき経営規模等評価申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(経営規模等評価申請書の記載事項及び様式)

第十九条の七 法第二十七条の二十六第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の三第一項各号に掲げる事項及び審査の対象とする建設業の種類とする。

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。

(経営規模等評価申請書の添付書類)

第十九条の八 法第二十七条の二十六第三項の国土交通省令で定める書類は、別記様式第二号による工事経歴書とする。

2 法第六条第一項又は第十一第二項(法第七条において準用する場合を含む。)の規定により、経営規模等評価の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年間についての別記様式第二号による工事経歴書を国土交通大臣又は都道府県知事に既に提出している者は、前項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。

(経営規模等評価の結果の通知)

第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

(再審査の申立て)

第二十号 法第二十七条の二十八に規定する再審査(以下「再審査」という。)の申立ては、法

第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

2 法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から百二十日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第二項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第二項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第三項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(再審査の結果の通知)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十七条の二十八の規定による再審査を行ったときは、再審査の申立てをした者に、再審査の結果を通知するものとし、再審査の結果が法第二十七条の二十六第一項の規定による評価の結果と異なることとなつた場合において、法第二十七条の二十九第三項の規定による通知を受けた発注者があるときは、当該発注者に、再審査の結果を通知するものとする。

(総合評定値の請求)

第二十一条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、総合評定値の請求(建設業者からの請求に限る。次項において同じ。)の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十四による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3 前項の規定により提出すべき請求書及び通知書は、第一項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつ

ては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(総合評定値の算出)

第二十一条の三 法第二十七条の二十九第一項の総合評定値は、次の式によつて算出するものとする。

$$P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

(この式において、P、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 総合評定値

X<sub>1</sub> 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事に係るもの

X<sub>2</sub> 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y 経営状況分析の結果に係る数値

Z 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事に係るもの

W 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y及びZ以外に係るもの

(総合評定値の通知)

第二十一条の四 法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

(登録経営状況分析機関の登録の申請)

第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録(以下この条において「登録」という。)を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
  - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- 二 役員の名名及び略歴を記載した書類

二 個人である場合においては、登録を受けようとする者の略歴を記載した書類

三 電子計算機及び経営状況分析に必要なプログラムの概要を記載した書類

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五 その他参考となる事項を記載した書類  
2 国土交通大臣は、登録を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機密保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。  
（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準に従い、電子計算機及びプログラムを用いて経営状況分析を行い、数値を算出すること。

二 経営状況分析申請書及び第十九条の四第一項各号に掲げる書類（以下「経営状況分析申請書等」という。）に記載された内容が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する確認基準に該当する場合においては、国土交通大臣が定める方法によりその内容を確認すること。

三 経営状況分析申請書等に記載された内容が、適正でない認められる場合においては、申請をした建設業者から理由を聴取し、又はその補正を求めること。

四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十七による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五 登録経営状況分析機関が経営状況分析の申請を自ら行った場合、申請に係る経営状況分析申請書等の作成に関与した場合その他の場合であつて、経営状況分析の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通

大臣が定める場合においては、これらの申請に係る経営状況分析を行わないこと。  
六 第四号の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

イ 登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法  
（経営状況分析規程の記載事項）

第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経営状況分析を行う時間及び休日に関する事項  
二 経営状況分析を行う事務所に関する事項  
三 経営状況分析の実施に係る公示の方法に関する事項  
四 経営状況分析の実施方法に関する事項  
五 経営状況分析の業務に関する料金額及び収納の方法に関する事項  
六 経営状況分析に関する秘密の保持に関する事項  
七 電子計算機その他設備の維持管理に関する事項  
八 次条第三項の帳簿その他の経営状況分析に関する書類の管理に関する事項  
九 その他経営状況分析の実施に関し必要な事項  
（帳簿）

第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経営状況分析を受けた建設業者の商号又は名称  
二 経営状況分析を受けた建設業者の主たる営業所の所在地  
三 経営状況分析を受けた建設業者の許可番号  
四 経営状況分析を行った年月日

五 経営状況分析の結果  
2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析申請書等を経営状況分析を行った日から三年間保存しなければならない。  
（経営状況分析結果の報告）

第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十八による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法  
（準用）

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

Table with 2 columns: 前条 (Previous Article) and 第二十一条の五 (Article 21-5). It lists provisions from Article 17 (五 through 十) and maps them to Article 21-5.

Table with 4 columns: 前条 (Previous Article), 第二十一条の五 (Article 21-5), 建設業者団体 (Construction Industry Association), and 建設業者団体の届出 (Registration of Construction Industry Association). It details the application of Article 21-5 to various provisions of Article 17.

（建設業者団体）  
第二十二條 法第二十七条の三十七に規定する国土交通省令で定める社団又は財団は、同条に規定する事業を行う社団又は財団のうち、その事業が一の都道府県（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定するものをいう。）の存する都道府県にあつては、指定都市）の区域の全域に及ぶもの及びこれらの区域の全域を超えるものとする。

（建設業者団体の届出）  
第二十三條 建設業者団体は、その設立の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を書面で、その事業が二以上の都道府県にわたるものにあつては国土交通大臣に、その他のものにあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。  
一 目的  
二 名称  
三 設立年月日

四 法人の設立について認可を受けている場合  
においては、その年月日及び主務官庁の名称  
五 事務所の所在地  
六 役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所  
七 社団である場合においては、構成員の氏名  
(構成員が社団又は財団である場合において  
は、その名称及び役員又は代表者若しくは管  
理人の氏名)  
八 国土交通大臣又は都道府県知事の認可に係  
る法人以外の社団又は財団にあつては、定款  
若しくは寄附行為又は規約

二 建設業者団体は、前項各号に掲げる事項につ  
いて変更があつたときは、遅滞なく、その旨を  
書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出  
なければならぬ。

三 国土交通大臣又は都道府県知事の認可に係る  
法人以外の社団又は財団である建設業者団体が  
解散した場合においては、当該建設業者団体の  
役員又は代表者若しくは管理人であつた者は、  
解散の日から三十日以内に、その旨を書面で国  
土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければ  
ならない。

四 第一項の規定により国土交通大臣に届出をし  
た建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、  
次の各号のいずれかに該当する場合には、その  
内容を国土交通大臣に届け出ることができる。  
一 建設工事の担い手の育成及び確保その他の  
施工技術の確保に関する取組を実施している  
場合(次号に該当する場合を除く。)

二 建設工事に従事する者の建設工事を適正に  
実施するために必要な知識及び技術又は技能  
の向上並びに処遇の改善に関する取組を支援  
する事業を実施している場合  
三 災害が発生した場合における当該災害を受  
けた地域の公共施設その他の施設の復旧工事  
の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措  
置を講じている場合

五 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合に  
おいて、その内容が建設工事の適正な施工の確  
保及び建設業の健全な発達に特に資するもので  
あり、かつ、法令に違反しないと認めるとき  
は、当該取組が促進されるように必要な措置を  
講ずるものとする。

(監督処分等の公告)  
第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定  
による公告は、次に掲げる事項について、国土

交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあ  
つては当該都道府県の公報又はウェブサイトに  
の掲載その他の適切な方法で行うものとする。  
一 処分をした年月日  
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営  
業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処  
分を受けた者が建設業者であるときは、その  
者の許可番号  
三 処分の内容  
四 処分の原因となつた事実  
(建設業者監督処分簿)

第二十三条の三 法第二十九条の五第三項の国土  
交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 処分を行った者  
二 処分を受けた建設業者の商号又は名称、主  
たる営業所の所在地、代表者の氏名、当該建  
設業者が許可を受けて営む建設業の種類及び  
許可番号  
三 処分の根拠となる法令の条項  
四 処分の原因となつた事実  
五 その他参考となる事項

二 建設業者監督処分簿は、法第二十九条の五第  
三項に規定する処分一件ごとに作成するものと  
し、その保存期間は、それぞれ当該処分の日か  
ら五年間とする。  
三 次項の場合を除き、建設業者監督処分簿の様  
式は、別記様式第二十六号によるものとする。  
四 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者  
監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイルをもつて  
調製することができる。

(証明書の様式)  
第二十四条 法第三十一条第二項において準用す  
る法第二十六条の二十一第二項に規定する証明  
書(国の職員が携帯するものを除く。)の様式  
は、別記様式第二十七号によるものとする。  
(標識の記載事項及び様式)  
第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が  
掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一  
号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現  
場にあつては第一号から第五号までに掲げる事  
項とする。

一 一般建設業又は特定建設業の別  
二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建  
設業  
三 商号又は名称  
四 代表者の氏名

五 主任技術者又は監理技術者の氏名  
2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標  
識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設  
工事の現場にあつては別記様式第二十九号によ  
る。  
(帳簿の記載事項等)  
第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定  
める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営  
業所の代表者となつた年月日  
二 注文者と締結した建設工事の請負契約に関  
する次に掲げる事項  
イ 請け負つた建設工事の名称及び工事現場  
の所在地  
ロ イの建設工事について注文者と請負契約  
を締結した年月日、当該注文者(その法定  
代理人を含む。)の商号、名称又は氏名及  
び住所並びに当該注文者が建設業者である  
ときは、その者の許可番号  
ハ イの建設工事の完成を確認するための検  
査が完了した年月日及び当該建設工事の目  
的物の引渡しをした年月日  
三 発注者(宅地建物取引業法(昭和二十七年  
法律第七十六号)第二条第三号に規定する  
宅地建物取引業者を除く。以下この号及び第  
二十八条において同じ。)と締結した住宅を  
新築する建設工事の請負契約に関する次に掲  
げる事項  
イ 当該住宅の床面積  
ロ 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行  
の確保等に関する法律施行令(平成十九年  
政令第三百九十五号)第三条第一項の建設  
新築住宅であるときは、同項の書面に記載  
された二以上の建設業者それぞれの建設  
瑕疵担保割合(同項に規定する建設瑕疵負  
担割合をいう。以下この号において同じ。)  
の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負  
担割合の割合  
ハ 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保  
険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確  
保等に関する法律(平成十九年法律第六十  
六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵  
担保責任保険法人をいう。)と住宅建設  
瑕疵担保責任保険契約(同法第二条第五項  
に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約  
をいう。)を締結し、保険証券又はこれに  
代わるべき書面を発注者に交付していること

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

四 下請代金の全部又は一部の支払につき  
手形を交付したときは、その手形の金  
額、手形を交付した年月日及び手形の  
満期  
(2) 下請代金の残額  
(3) 遅延利息を支払つたときは、その遅延  
利息の額及び遅延利息を支払つた年月日  
法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲  
げる書類を添付しなければならない。  
一 法第十九条第一項及び第二項の規定による  
書面又はその写し  
二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の  
六第一項に規定する下請契約であるときは、  
当該下請契約に関する同号二(一)に掲げる  
事項を証する書面又はその写し  
三 前項第二号イの建設工事について施工体制  
台帳を作成しなければならないときは、当該  
施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載さ  
れた部分(第十四条の五第一項の規定により  
次に掲げる事項の記載が省略されているとき  
は、当該事項が記載された同項の書類を含  
む。)  
イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びそ  
の有する主任技術者資格又は監理技術者資  
格、監理技術者補佐を置くときは、その者

の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格並びに第十四条の二第一項第二号に規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

口 当該建設工事の下請負人の商号又は名称及び当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ ロの下請負人が請け負った建設工事の内容及び工期

ニ ロの下請負人が置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格並びにロの下請負人が第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

3 第十四条の七に規定する時までの間は、前項第三号に掲げる書類を法第四十条の三に規定する帳簿に添付することを要しない。

4 第二項の規定により添付された書類に第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、法第四十条の三に規定する帳簿の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては、第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）

二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三 施工体系図

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電

子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

（帳簿の記載方法等）

第二十七条 前条第一項各号に掲げる事項の記載（同条第六項の規定による記録を含む。次項において同じ。）及び同条第二項各号に掲げる書類の添付は、請け負った建設工事ごとに、それぞれ事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつたとき、当該建設工事を請け負つたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行わなければならない。

2 前条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して変更後の当該事項を記載しなければならない。

（帳簿及び図書の保存期間）

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき）から五年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間）とする。

2 第二十六条第五項に規定する図書（同条第八項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

（証明書の様式）

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十二第二項に規定する証明書（国の職員が携帯するものを除く。）の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

（権限の委任）

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号ハの規定により認定すること（外国における学歴又は実務経験に関するものに限る。）

二 法第十五条第二号イの規定により試験及び免許を定め、並びに同号ハの規定により認定すること（外国における学歴、資格又は実務経験に関するものに限る。）

三 中央建設工事紛争審査会に関する法第二十五条の二第二項並びに法第二十五条の五第一項及び第二項（法第二十五条の七第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十五条の十並びに法第二十五条の二十五の規定による権限

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の七（法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条の十から法第二十六条の十二まで（法第二十六条の十一第二項を除く。）並びに法第二十六条の十四から法第二十六条の十六まで（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十六条の十八第一項、法第二十六条の二十、法第二十六条の二十一第一項並びに法第二十

六条の二十二（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五 法第二十七条第一項の規定により技術検定を行うこと。

六 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する法第二十七条の二第一項及び第三項、法第二十七条の三、法第二十七条の四（法第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の五第一項、同条第二項（法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の六第二項、法第二十七条の八（法第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の九、法第二十七条の十一、法第二十七条の十二第一項（法第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の十三から法第二十七条の十五まで（同条第三項を除く。）並びに法第二十七条の十七（法第二十七条の十九第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の十九第一項、第三項及び第四項並びに法第二十七条の二十の規定による権限

七 法第二十七条の十八第一項の規定により監理技術者資格者証を交付すること。

八 法第二十七条の二十三第三項の規定により経営事項審査の項目及び基準を定めること。

九 法第二十九条の五第一項の規定により公告すること（国土交通大臣の処分に係るものに限る。）

十 法第三十二条第二項において準用する同条第一項の規定により意見を聴くこと（国土交通大臣の処分に係るものに限る。）

十一 法第三十五条第二項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により任命すること。

十二 法第三十九条の三第一項の規定による諮問をすること。

十三 中央建設工事紛争審査会に関する令第二十一条、令第十五条第四号並びに令第二十五条第二号及び第三号の規定による権限

十四 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十五 技術検定に関する令第三十六条、令第三十八條第一項及び令第三十九條第一項の規定による権限  
十六 令第四十二条第二号の規定により指定すること。  
十七 第七條第一号ハの規定により認定すること（外国における経験に関するものに限る。）

十八 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七條の四第二項及び第七條の六第一項（第七條の七第二項（第十八條の二十二）において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第七條の四（第十七條の五（第二十一條の十）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第七條の二十二第一項、第十七條の二十三（第十七條の四十四）において準用する場合を含む。

二十一 資格者証に関する第十七條の三十四第一項及び第三項（第十七條の三十六第四項、第十七條の三十七第三項及び第十七條の三十八第二項において準用する場合を含む。）第十七條の三十五第三項、第十七條の三十六第一

項及び第三項並びに第十七條の三十七第一項及び第四項の規定による権限  
二十二 登録基幹技能者講習機関及び登録経理講習実施機関に関する第十八條の四第二項、第十八條の六第一項、第十八條の九から第十八條の十一まで（第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八條の十七及び第十八條の十八（第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八條の二十三第二項並びに第十八條の二十四の規定による権限

二十三 別記様式第十五号及び第十六号の規定により勘定科目の分類を定めること。  
二十四 別記様式第二十五号の十一及び第二十五号の十四の規定により認定すること。  
二十五 法第三十一条第一項及び法第四十一条の規定に基づく権限で建設業者の従たる営業所その他営業に係る場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附則（昭和二六年二月六日建設省令第二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。但し、第六條及び別記様式第二号中添附書類（ホ）及び（ヘ）の改正規定は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則（昭和二六年七月二二日建設省令第二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二七年四月二五日建設省令第三号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年八月一七日建設省令第一九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三一年八月二九日建設省令第二八号）抄  
この省令は、昭和三十一年八月三十日から施行する。

附則（昭和三六年一〇月三一日建設省令第二九号）抄  
この省令は、昭和三十六年十二月一日から施行する。

附則（昭和三七年二月九日建設省令第二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年九月一〇日建設省令第三号）抄  
この省令は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

附則（昭和四二年八月二日建設省令第二〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年一月一八日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年四月二五日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年三月三〇日建設省令第五号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年九月二八日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年九月二〇日建設省令第二号）抄  
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年四月二七日建設省令第六号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月一日建設省令第一〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二八日建設省令第一号）抄  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年九月二〇日建設省令第二号）抄  
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年四月二七日建設省令第六号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月一日建設省令第一〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二八日建設省令第一号）抄  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年九月二〇日建設省令第二号）抄  
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年四月二七日建設省令第六号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月一日建設省令第一〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二八日建設省令第一号）抄  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年四月一日建設省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。





日から、第三条の規定は平成十一年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号は、平成十一年三月三十一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書について適用し、同日前に決算期の到来した営業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号は、平成十一年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年一月一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書について適用することができる。

4 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号を適用して貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書を作成する最初の営業年度においては、当該営業年度よりも前の営業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。

5 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号を適用して貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書を作成する最初の営業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該営業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附則（平成二十二年七月一日建設省令第三七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年一月三十一日建設省令第一〇号）  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年一月二〇日建設省令第四一号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十二年二月四日建設省令第四六号）  
この省令は、平成十三年一月四日から施行する。

附則（平成十三年三月二六日国土交通省令第四二号）  
この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七六号）  
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

1 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一月三〇日国土交通省令第四二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二九日国土交通省令第三二号）  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月二九日国土交通省令第三二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年六月二八日国土交通省令第八一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十七号は、平成十五年三月三十一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び利益処分に関する書類について適用し、同日前に決算期の到来した営業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る貸借対照表及び利益処分に関する書類のうち、施行日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正後の建設業法施行規則を適用して作成することができる。

附則（平成十五年一月一日国土交通省令第一〇九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年一月一日国土交通省令第一〇九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 経営事項審査申請書の様式については、この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二十五号の六別紙二の様式にかかわらず、平成十五年十月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成十六年一月二九日国土交通省令第一号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一日から施行する）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第三号及び第十五号から第十九号までは、平成十六年三月三十一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日以後に決算期の到来した事業年度に係るものについては、改正後の建設業法施行規則を適用して作成することができる。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二十二号の二まで並びに新規別記様式第十條の二の

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

届出書及び新規則第十条の三の廃業届の様式については、平成十六年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時から施行する。

附則（平成一六年二月一五日国土交通省令第一〇三号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成十六年十二月十七日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二十五号の三、第二十五号の四、第二十五号の六、第二十五号の七、第二十五号の九及び第二十五号の十四については、平成十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第二二号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日国土交通省令第二二号）抄  
（施行期日）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）抄  
（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年九月二一日国土交通省令第九〇号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日国土交通省令第九九号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年二月一六日国土交通省令第一一三号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二の次に五条を加える改正規定（第十八条の三第一項第五号に係る部分に限る。）、別記様式第二十五号の十一別紙三の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成十八年五月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成一八年七月七日国土交通省令第七六号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成十九年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

略

二 建設業法施行規則第七条の六、第七条の二十及び第十八条の五

附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄  
（施行期日）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附則（平成二〇年一月三一日国土交通省令第三号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号から別記様式第十七号の三までは、平成十八年九月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成二十年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附則（平成二〇年三月二四日国土交通省令第一〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、第二章、第三章及び第四十二条第一項並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

附則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第八〇号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月〇月八日国土交通省令第八四号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第三号の改正規定、別記様式第四号の改正規定、別記様式第六号から別記様式第十一号の二の改正規定、別記様式第十三号の改正規定、別記様式第十七号の二記載要領3及び6の改正規定、別記様式第十七号の三記載要領第2の4の改正規定、別記様式第二十号の改正規定、別記様式第二十二号の二から別記様式第二十二号の四の改正規定、別記様式第二十五号の二備考1の改正規定、別記様式第二十五号の四の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の八記載要領1から3まで、5から10まで及び13から21までの改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十三備考1の改正規定、並びに別記様式第二十五号の十四の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月七日国土交通省令第四五号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月三日国土交通省令第二二号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十七号の二は、平成二十一年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

附則（平成二二年一月一五日国土交通省令第五一号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の六の改正規定、第二十一条の九の改正規定、別記様式第二十五号の十四の改正規定及び別記様式第二十五号の十四の次に一様式を加える改正規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二三年二月二七日国土交通省令第一〇六号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二三日国土交通省令第二〇号）抄  
（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条から第十九条まで及び第二十条（法第二十八条第一項の規定に基づき立入検査に係る部分に限る。）、第二十一条の規定（建設業法施行規則及び附則第十一条の規定（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）法附則第一条第

二号に掲げる規定の日（平成二十四年四月一日）

附則（平成二十四年三月三〇日国土交通省令第三三〇号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三〇日国土交通省令第三四〇号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十四年五月一日国土交通省令第五二〇号）

1 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第二十五号の十一の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、この省令による改正後の第十四条の二第一項及び第十四条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十四年一〇月一日国土交通省令第八一〇号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第十七条の十五第三項及び第十七条の十六の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第四〇号）

1 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二五年九月一三日国土交通省令第七六〇号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定

の施行の日（平成二五年九月十四日）から施行する。

附則（平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五〇号）

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年一二月二四日国土交通省令第九四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月一〇日国土交通省令第八八〇号）抄

第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年六月二十五日）以下「施行日」という。から施行する。

附則（平成二七年三月三一日国土交通省令第九九〇号）抄

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行する。

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の建設業法施行規則第七條の二第二項、第十七條の四第二項、第十七條の二十九第三項、第十七條の三十一第三項及び第二十一條の五第二項の規定の適用については、同令第七條の二第二項中「ののうち住民票コード（同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十七條の四第二項、第十七條の二十九第三項、第十七條の三十一第三項及び第二十一條の五第二項中「ののうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

附則（平成二七年一二月一六日国土交通省令第八三〇号）

第一条 この省令は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二七年度までに実施された建設業法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」とし「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者については、同条第二号の表解体工事業の項第一号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七條の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八條の四から第十八條の十八まで（第十八條の四第二項第五号、第十八條の六第二項第五号及び第十八條の八第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條の四第一項	前条第二項第二号の登録	建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二七年国土交通省令第八三〇号。以下「改正規則」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七條の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録
第十條の四第一項	登録基幹技能者	解体工事に関し必要な知識及び技術又は講習の

第十條の四第一項	登録基幹技能者講習事務	技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事講習」という。）
第十條の四第一項	登録基幹技能者講習事務	登録解体工事講習事務

第十條の第四項	登録基幹技能者 講習事務申請者	前条第二項第二号の登録	修正規則附則第二條第一項の規定により読み替えて適用される第七條の第三第二号の表解體工事講習の第一号の登録
第十條の第四項	登録解體工事講習事務申請者		

第十條の第四項	講習委員	第十八條の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者	第十八條の三第二項第二号の登録
第十條の第四項	登録解體工事講習委員	修正規則附則第二條第二項の規定により読み替えて適用する第十八條の六第一項第二号に規定する講師として登録解體工事講習事務に従事する者	修正規則附則第二條第一項の規定により読み替えて適用される第七條の三第二号の表解體工事講習の第一号の登録

第十條の第六項	講習登録簿	登録基幹技能者の能力を有すると認められる者	第十條の六第一項	二次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれら職にあつた者又は登録基幹技能者講習の科目の研究により博士の学位を授与されたる者
第十條の第六項	登録解體工事講習登録簿	登録解體工事講習登録簿	第十條の六第一項	二次のいずれかに該当する者が講師として登録解體工事講習事務に従事するものであること。 イ 解體工事の監理技術者となつた経験を有する者 ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解體工事講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれら職にあつた者又は登録解體工事講習に関する科目の研究により博士の学位を授与されたる者

第六條第二項及び第十條の八	講習実施機関	講習登録簿	講習登録簿
第六條第二項及び第十條の八	講習実施機関	講習登録簿	講習登録簿
第六條第二項及び第十條の八	講習実施機関	講習登録簿	講習登録簿

第三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。

第三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計三・五時間以上行うこと。

内容	目的
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年三月十七日法律第七十三号）並びに建設工事関係の法律等	建設工事の設計、施工、管理、維持・補修に関する業務



第十 八条	登録基幹技能者 講習が	登録解体工事講習が
第十 三条		
第十 八条	登録基幹技能者 講習に	登録解体工事講習に
第十 六条		
第十 一条	受講者の受講番 号、氏名、生年 月日及び可否の 別	受講者の受講番号、 氏名及び生年月日
第三 号		

**第三条** 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者については、改正後の第七条の三の規定の適用については、当面の間、同条第二号の表解体工事業の項第二号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したも又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

**2** 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで（第十八条の八第七号を除く。）の規定を準用する。

**第四条** この省令の施行の際現に及び土工工事業に建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年六月三十日までの間に限り、解体工事業に改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

附則様式

**附則**（平成二八年五月九日国土交通省令第四七号）

（施行期日）  
この省令は、平成二八年十一月一日から施行する。ただし、第七条の三、第七条の四、第七条の六、第七条の八、別表（二）及び別表（四）の改正規定は、平成二八年六月一日から施行する。

**附則**（平成二九年一月一〇日国土交通省令第六七号） 抄

**1** この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（平成三〇年五月一六日国土交通省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（平成三一年三月二九日国土交通省令第一八号）

（施行期日）  
この省令は、出入国管理及び難民認定法及び法律省設置法の一部を改正する法律（平成三十二年法律第百二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。  
（経過措置）

**2** この省令の施行前に作成建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

**附則**（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号） 抄

（施行期日）  
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

**附則**（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

（施行期日）  
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附則**（令和二年二月二〇日国土交通省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（令和二年三月六日国土交通省令第一四号）

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

**第二条** 技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前に技術士法第四号第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者は、この省令による改正後の建設業法施行規則第七条の三第二号の規定の適用については、それぞれ技術士法第四号第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とみなす。

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の選択科目	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の選択科目
農業土木	農業農村工学
熱工学	熱・動力エネルギー機器
流体工学	流体機器
林業	林業・林産
廃棄物管理	廃棄物・資源循環

**附則**（令和二年三月三一日国土交通省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（令和二年五月二九日国土交通省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則**（令和二年八月二八日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）  
この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二十三条の改正規定 公布の日  
二 第一条中第七号の十四の改正規定（その日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならぬ）を「同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない」とする。

者でなければならぬ」に改める部分に限る。）、別記様式第二十五号の四記載要領11の改正規定及び別記様式第二十五号の七記載要領8の改正規定 令和三年一月一日

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建設業法第十九条第一項に規定する書面の交付を同条第三項に規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に講ずる措置が適合すべき技術的基準については、第一条の規定による改正後の建設業法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の四第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合における施工体制台帳、再下請通知、施工体系図及び添付書類については、新規則第十四条の二第一項及び第二項、第十四条の四第一項、第十四条の六並びに第二十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第四条** 新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。

**第五条** 新規則第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとするものは、施行日前においても、新規則第十八条の二二三の規定の例により、登録の申請をすることができ。

**附則**（令和二年八月三一日国土交通省令第七〇号） 抄

（施行期日）  
この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

**附則**（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

**附則**（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則 (令和三年三月二四日国土交通省令第九号)

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二七日国土交通省令第八一号)

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工業業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省令第一九号)

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行

規則別記様式第二号別表(8)は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に關して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に關して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年八月一五日国土交通省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の三第一項、別記様式第二十五号の十四及び別記様式第二十五号の十五の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日国土交通省令第四三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条(建設業法施行規則第五、七、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)の規定は、公布の日
- 二 第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く) 令和五年七月一日

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月二四日国土交通省令第五四号)

この省令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月二十五日)から施行する。

附 則 (令和六年五月二七日国土交通省令第六二号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。

別記様式第一号(第二条関係)









様式第三号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係)

様式第三号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係) (四第4号)

建設中の事業年度における工事進捗実績

事業年度	工事区分	計画		実績	
		工事区分	金額	工事区分	金額
第1年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第2年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第3年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第4年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第5年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第6年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第7年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第8年度	第1区分				
	第2区分				
	計				
第9年度	第1区分				
	第2区分				
	計				

記載事項  
1. この表には、申請又は届出を行う日の建設中の事業年度に完成した建設工事の進捗状況の額を記載すること。  
2. 「完成」については、請け手が完成を宣言すること。

- 「計画」は建設工事の進捗実績の額を、計画に建設工事の進捗状況に区分して記載し、「実績」は建設工事の進捗実績の額を、実績に区分して記載すること。
- 建設中の事業年度、事業年度を分けて記載すること。
- 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。
- 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。
- 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。
- 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。
- 建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。

様式第四号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係)

様式第四号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係) (四第4号)

事業者名	建設中の事業年度		金額
	計画	実績	
第1年度			
第2年度			
計			
第3年度			
第4年度			
第5年度			
第6年度			
第7年度			
第8年度			
第9年度			
計			

記載事項  
1. この表には、建設中の事業年度に建設中の事業年度を分けて記載すること。  
2. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
3. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
4. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
5. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
6. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。

様式第五号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係)

様式第五号(第一号、第十三条の二、第十三条の三関係) (四第4号)

建設中の事業年度における工事進捗実績

事業者名	建設中の事業年度		金額
	計画	実績	
第1年度			
第2年度			
計			
第3年度			
第4年度			
第5年度			
第6年度			
第7年度			
第8年度			
第9年度			
計			

記載事項  
1. この表には、建設中の事業年度に建設中の事業年度を分けて記載すること。  
2. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
3. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
4. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
5. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。  
6. 「完成」は、建設工事の進捗状況を、建設工事の進捗状況に区分して記載すること。





業務執行等の概要書

Table with columns for Name, Title, Start Date, End Date, and Description. Includes a section for the year and month.

上記のとおり記載ありません。

注釈：「業務」の欄は、行務処分等についても記載すること。

業務執行等を担担する者の概要書

Table with columns for Name, Title, Start Date, End Date, and Description. Includes a section for the year and month.

上記のとおり記載ありません。

注釈：「業務」の欄は、行務処分等についても記載すること。

様式第七号の三(第三条、第七条の二関係)

職員の職名(職名)

職名欄の記入に注意して記載すること。
(1) 職名欄に記入する場合は以下のとおり。
(2) 下記のとおり、職務執行の職名は変更しない。ただし、職務執行の職名は変更する場合は、変更後の職務執行の職名を記入する。

担当職務の職名
担当職務の職名
職名欄の記入に注意して記載すること。

Table with columns for Name, Title, Start Date, End Date, and Description. Includes a section for the year and month.

職務内容

1. 本職に、その1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(1) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(2) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(3) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(4) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(5) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(6) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(7) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(8) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(9) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(10) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(11) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(12) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(13) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(14) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(15) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(16) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(17) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(18) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(19) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。
(20) 本職にその1の及び2の職務に、その2の内1の職務を1に併当すること。







様式第十四号(第四号関係) (第四号)

債主(債権者)名	債	額	所有権登記(法務局)の簿籍

取組期間  
上記債権は、総務省令第109号(貸付)より貸付元(元主)の債権の総額が100万円以上と判断する出資をしている者について記載すること。

様式第十五号(第四号、第十条、第十九条の四関係) (第四号)

貸 付 対 象 者	貸 付 金 額	現在
I 貸 付 対 象 者 の 部		
現金預金	×××	×××
現金出払	×××	×××
公社工務社収入金	×××	×××
借入金	×××	×××
社会工務社社金	×××	×××
材料積立金	×××	×××
積立預金	×××	×××
保証金	×××	×××
不引当預金	×××	×××
貸付引当金	×××	×××
貸付引当金合計	×××	×××
II 貸 付 金 源		
(1) 非引当預金		
現金	×××	×××
現金預金	×××	×××
現金出払	×××	×××
公社工務社収入金	×××	×××
借入金	×××	×××
社会工務社社金	×××	×××
材料積立金	×××	×××
積立預金	×××	×××
保証金	×××	×××
不引当預金	×××	×××
貸付引当金	×××	×××
貸付引当金合計	×××	×××
(2) 引当預金		
現金	×××	×××
現金預金	×××	×××
現金出払	×××	×××
公社工務社収入金	×××	×××
借入金	×××	×××
社会工務社社金	×××	×××
材料積立金	×××	×××
積立預金	×××	×××
保証金	×××	×××
不引当預金	×××	×××
貸付引当金	×××	×××
貸付引当金合計	×××	×××
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
貸付引当金	×××	×××
貸付引当金合計	×××	×××

投資その他の資産合計

現金	×××
現金預金	×××
現金出払	×××
公社工務社収入金	×××
借入金	×××
社会工務社社金	×××
材料積立金	×××
積立預金	×××
保証金	×××
不引当預金	×××
貸付引当金	×××
貸付引当金合計	×××
III 貸 付 金 源 の 部	
現金	×××
現金預金	×××
現金出払	×××
公社工務社収入金	×××
借入金	×××
社会工務社社金	×××
材料積立金	×××
積立預金	×××
保証金	×××
不引当預金	×××
貸付引当金	×××
貸付引当金合計	×××
IV 貸 付 金 源 の 部	
現金	×××
現金預金	×××
現金出払	×××
公社工務社収入金	×××
借入金	×××
社会工務社社金	×××
材料積立金	×××
積立預金	×××
保証金	×××
不引当預金	×××
貸付引当金	×××
貸付引当金合計	×××

取組期間

現金	×××
現金預金	×××
現金出払	×××
公社工務社収入金	×××
借入金	×××
社会工務社社金	×××
材料積立金	×××
積立預金	×××
保証金	×××
不引当預金	×××
貸付引当金	×××
貸付引当金合計	×××

取組期間  
1. 貸付引当金は、一般に公益事業上の目的を有する企業等の債権者の債権の担保として設定し、債主、債権者の債権を担保として設定することによるものとして認められること。  
2. 貸付引当金の額は、債主と債権者の間で定められたものとする。  
3. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
4. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
5. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
6. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
7. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
8. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
9. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
10. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
11. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
12. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。  
13. 貸付引当金の額は、貸付引当金の額を超過して認められること。



様式第十七号(第四号、第十号、第十九号の四関係)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (四角A)

Table with columns for '期首', '期中', '期末', and '期末(繰上)', and rows for '資本金', '剰余金', '負債', '純資産', etc.

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準...
2 勘定科目の分類は、国定交通大臣定めるところによること。
3 勘定科目の分類は、国定交通大臣定めるところによること。
4 勘定科目の分類は、国定交通大臣定めるところによること。
5 その他有価証券については、その内訳科目の当期取得、当期変動(変動事由ごとの金額)及び期末保有残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。
6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期取得、当期変動(当期変動額については主たる変動事由による金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を、及び当期取得残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。
7 各会計期の記載は、株主資本等変動計算書に記載することとする。
8 当期取得については、会計計算科目(又は勘定科目)の勘定科目番号に規定する勘定科目番号と同一番号に規定する勘定科目の訂正をした場合には、当期取得額及びこれに対する影響額を記載する。
9 株主資本の各項目の金額変動事由は、優先順位表示における優先の順序による。
10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
(1) 当期利益又は当期損失
(2) 剰余金の分配又はその他有価証券の配当
(3) 剰余金(その他資本剰余金又はその他有価証券の配当)

- (4) 自己株式の取得
(5) 自己株式の消却
(6) 企業合併(合併、会計分割、株式交換、株式移転など)による増加又は分割型合併による減少
(7) 株主資本の削減の変動
① 資本剰余金から剰余金への変換
② 準備金から資本剰余金への変換
③ 剰余金から資本剰余金への変換
④ 剰余金の当期取得の変換
11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
12 税効果会計を適用する当期の事業年度については、その適用が繰越税効果会計に認められる金額と繰越税効果会計に認められる金額とがある場合には、その差額を「繰越税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
13 新株の発行の効力発生日に資本又は資本準備金の額の減少が生じ、新株の発行により増加する資本又は資本準備金と同額の資本又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のように記載するものとする。
(1) 新株の発行として、資本又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の削減の変換(資本又は資本準備金の額の減少に伴うその他有価証券の額の増加)として、資本又は資本準備金の額の減少及びその他有価証券の額の増加を記載する方法
(2) 新株の発行として、繰越、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業会計の適用方法に資本又は資本準備金の額の減少が生じた場合には、上記の方法に従って記載するものとする。
14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、繰越で表示するが、主たる変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを考慮し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
15 株主資本以外の各項目の主たる変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法が事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
(1) 株主資本等変動計算書に主たる変動事由及びその金額を表示する方法
(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を記載し、主たる変動事由及びその金額を注記により開示する方法
16 株主資本以外の各項目の主たる変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
(1) 評価・換算差額等
① その他有価証券の評価差額
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
繰越税効果会計の適用によるその他有価証券の評価差額の増減
繰越ヘッジ損益
② 繰越ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益又はヘッジ会計の適用による増減
繰越資産の損に調整された繰越ヘッジ損益の増減
(2) 新株の発行
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の取得
自己新株予約権の取得
17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金については、主たる変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、開示して、以下のいずれかの方法により計算する。
(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却利益等の額に税効果調整した後の額を表示する方法
(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却利益等の額を表示する方法
その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれかによることとする。
また、繰越ヘッジ損益については、上記の方法に従うものとする。
なお、税効果調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減にわたる事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰越税効果の戻取可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合には、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号の二(第四号、第十号、第十九号の四関係)

目 録 (四角A)

- 1 連結企業財務に重要な疑義を生じさせるような事実又は疑義
2 重要会計方針
(1) 重要な評価基準及び評価方法
(2) 重要な会計処理の方法
(3) 引当金の計上基準
(4) 引当金の計上基準
(5) 消費及び引当金の繰上に関する会計処理の方法
(6) その他重要な事項、繰上処理、株主資本等変動計算書、従業員のための基金
3 重要な会計方針
4 期中の状況
5 期中の状況
6 期中の状況
7 期中の状況
(1) 期中にしている資産及び負債の評価
(2) 期中にしている資産及び負債の評価
(3) 期中にしている資産及び負債の評価
(4) 期中にしている資産及び負債の評価
(5) 期中にしている資産及び負債の評価
(6) 期中にしている資産及び負債の評価
(7) 期中にしている資産及び負債の評価
(8) 期中にしている資産及び負債の評価
(9) 期中にしている資産及び負債の評価
(10) 期中にしている資産及び負債の評価
(11) 期中にしている資産及び負債の評価
(12) 期中にしている資産及び負債の評価
(13) 期中にしている資産及び負債の評価
(14) 期中にしている資産及び負債の評価
(15) 期中にしている資産及び負債の評価
(16) 期中にしている資産及び負債の評価
(17) 期中にしている資産及び負債の評価
(18) 期中にしている資産及び負債の評価
(19) 期中にしている資産及び負債の評価
(20) 期中にしている資産及び負債の評価
(21) 期中にしている資産及び負債の評価
(22) 期中にしている資産及び負債の評価
(23) 期中にしている資産及び負債の評価
(24) 期中にしている資産及び負債の評価
(25) 期中にしている資産及び負債の評価
(26) 期中にしている資産及び負債の評価
(27) 期中にしている資産及び負債の評価
(28) 期中にしている資産及び負債の評価
(29) 期中にしている資産及び負債の評価
(30) 期中にしている資産及び負債の評価
(31) 期中にしている資産及び負債の評価
(32) 期中にしている資産及び負債の評価
(33) 期中にしている資産及び負債の評価
(34) 期中にしている資産及び負債の評価
(35) 期中にしている資産及び負債の評価
(36) 期中にしている資産及び負債の評価
(37) 期中にしている資産及び負債の評価
(38) 期中にしている資産及び負債の評価
(39) 期中にしている資産及び負債の評価
(40) 期中にしている資産及び負債の評価
(41) 期中にしている資産及び負債の評価
(42) 期中にしている資産及び負債の評価
(43) 期中にしている資産及び負債の評価
(44) 期中にしている資産及び負債の評価
(45) 期中にしている資産及び負債の評価
(46) 期中にしている資産及び負債の評価
(47) 期中にしている資産及び負債の評価
(48) 期中にしている資産及び負債の評価
(49) 期中にしている資産及び負債の評価
(50) 期中にしている資産及び負債の評価
(51) 期中にしている資産及び負債の評価
(52) 期中にしている資産及び負債の評価
(53) 期中にしている資産及び負債の評価
(54) 期中にしている資産及び負債の評価
(55) 期中にしている資産及び負債の評価
(56) 期中にしている資産及び負債の評価
(57) 期中にしている資産及び負債の評価
(58) 期中にしている資産及び負債の評価
(59) 期中にしている資産及び負債の評価
(60) 期中にしている資産及び負債の評価
(61) 期中にしている資産及び負債の評価
(62) 期中にしている資産及び負債の評価
(63) 期中にしている資産及び負債の評価
(64) 期中にしている資産及び負債の評価
(65) 期中にしている資産及び負債の評価
(66) 期中にしている資産及び負債の評価
(67) 期中にしている資産及び負債の評価
(68) 期中にしている資産及び負債の評価
(69) 期中にしている資産及び負債の評価
(70) 期中にしている資産及び負債の評価
(71) 期中にしている資産及び負債の評価
(72) 期中にしている資産及び負債の評価
(73) 期中にしている資産及び負債の評価
(74) 期中にしている資産及び負債の評価
(75) 期中にしている資産及び負債の評価
(76) 期中にしている資産及び負債の評価
(77) 期中にしている資産及び負債の評価
(78) 期中にしている資産及び負債の評価
(79) 期中にしている資産及び負債の評価
(80) 期中にしている資産及び負債の評価
(81) 期中にしている資産及び負債の評価
(82) 期中にしている資産及び負債の評価
(83) 期中にしている資産及び負債の評価
(84) 期中にしている資産及び負債の評価
(85) 期中にしている資産及び負債の評価
(86) 期中にしている資産及び負債の評価
(87) 期中にしている資産及び負債の評価
(88) 期中にしている資産及び負債の評価
(89) 期中にしている資産及び負債の評価
(90) 期中にしている資産及び負債の評価
(91) 期中にしている資産及び負債の評価
(92) 期中にしている資産及び負債の評価
(93) 期中にしている資産及び負債の評価
(94) 期中にしている資産及び負債の評価
(95) 期中にしている資産及び負債の評価
(96) 期中にしている資産及び負債の評価
(97) 期中にしている資産及び負債の評価
(98) 期中にしている資産及び負債の評価
(99) 期中にしている資産及び負債の評価
(100) 期中にしている資産及び負債の評価

13 資質等不適合状態  
(1) 資質等不適合の状況  
(2) 改善等不適合の経緯

14 調査担当者との協力の状況  
【表】 調査担当者との協力の状況

15 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

16 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

17 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

18 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

19 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

20 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

21 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

22 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

23 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

24 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

25 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

26 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

27 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

28 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

29 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

30 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

31 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

32 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

33 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

34 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

35 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

36 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

37 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

38 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

39 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

40 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

41 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

42 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

43 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

44 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

45 調査結果の概要  
(1) 調査結果の概要  
(2) 調査結果の概要

る。ただし、会社法第44条第2項に規定する株式会社以外の株式会社はあつては、  
① 当該事業年度に当該社債を交付し、当該社債がデジタルトークンの性質、価値、  
時期及び不滅性に係る事実を裏付けることができる。  
② 当該事業年度に当該社債の交付を受けた当該社債を裏付けるための記録  
③ 当該事業年度に当該社債の交付を受けた当該社債を裏付けるための記録  
なお、①から③まで掲げる事項の2以上の規定により記載すべき事項を同一であ  
ることには、当該事項の記載を要しない。  
註：前記①から③まで掲げる事項の2以上の規定は、簿外記録、簿外記録及び簿外  
記録を裏付けるための記録のいずれか1つに記載するものとする。

様式第十七号の三(第四条、第十条関係)

様式第十七号の三(第四号、第十号関係) (目録4)

3 特定上場会社加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	株主	普通株主	株主総会	議決権行使権
2	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
3	その他の加入者	加入者	加入者総会	議決権行使権
4	株主	優先株主	株主総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	その他の加入者	加入者	加入者総会	議決権行使権

4 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

5 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

6 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

7 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

8 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

9 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

10 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

11 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

12 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

13 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

14 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権

15 債権者加入者の簿外記録

期	加入者名	種類	額	簿外記録
1	債権者	債権者	債権者総会	議決権行使権
2	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
3	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
4	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
5	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権
6	債権者	優先債権者	債権者総会	議決権行使権



注、調査費及び他の関係費に相当する額の内訳を明記する。

記載事項

1. 利益計算書は、利益の算定を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2. 「利益計算書の記載科目の分類は、法人の職員の分類によること。

関係者名目——前掲の記載事項

事業主利益額——事業主が事業開始後から事業のために借りたもの、事業主利益額(事業主利益)——前掲の記載事項(事業主利益)

3. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。
4. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。

関係者名目

5. 関係者名目、事務所賃借料、事務所賃借料、役員等の他の関係、関係者及び関係者以外の関係(関係)——前掲の記載事項(関係)によること。
6. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
7. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
8. 「関係者名目(その他)」は、前掲の記載事項(関係)によること。
9. 前掲の記載事項(関係)は、前掲の記載事項(関係)によること。

注、関係者名目(その他)は、前掲の記載事項(関係)によること。

様式第十九号(第四、第十、第十九条の四関係)

様式第十九号(第四、第十、第十九条の四関係) (関係A)

目	種	計	算	書	(関係A)
目	種	計	算	書	(関係A)
目	種	計	算	書	(関係A)
I	労務費				千円
II	労務費				×××
III	労務費				××
IV	労務費				××
V	労務費				××
VI	労務費				××
VII	労務費				××
VIII	労務費				××
IX	労務費				××
X	労務費				××
XI	労務費				××
XII	労務費				××
XIII	労務費				××
XIV	労務費				××
XV	労務費				××
XVI	労務費				××
XVII	労務費				××
XVIII	労務費				××
XIX	労務費				××
XX	労務費				××
XXI	労務費				××
XXII	労務費				××
XXIII	労務費				××
XXIV	労務費				××
XXV	労務費				××
XXVI	労務費				××
XXVII	労務費				××
XXVIII	労務費				××
XXIX	労務費				××
XXX	労務費				××
XXXI	労務費				××
XXXII	労務費				××
XXXIII	労務費				××
XXXIV	労務費				××
XXXV	労務費				××
XXXVI	労務費				××
XXXVII	労務費				××
XXXVIII	労務費				××
XXXIX	労務費				××
XXXX	労務費				××
XXXXI	労務費				××
XXXXII	労務費				××
XXXXIII	労務費				××
XXXXIV	労務費				××
XXXXV	労務費				××
XXXXVI	労務費				××
XXXXVII	労務費				××
XXXXVIII	労務費				××
XXXXIX	労務費				××
XXXXX	労務費				××

注、調査費及び他の関係費に相当する額の内訳を明記する。

記載事項

1. 利益計算書は、利益の算定を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2. 「利益計算書の記載科目の分類は、法人の職員の分類によること。

関係者名目——前掲の記載事項

事業主利益額——事業主が事業開始後から事業のために借りたもの、事業主利益額(事業主利益)——前掲の記載事項(事業主利益)

3. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。
4. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。

関係者名目

5. 関係者名目、事務所賃借料、事務所賃借料、役員等の他の関係、関係者及び関係者以外の関係(関係)——前掲の記載事項(関係)によること。
6. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
7. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
8. 「関係者名目(その他)」は、前掲の記載事項(関係)によること。
9. 前掲の記載事項(関係)は、前掲の記載事項(関係)によること。

注、関係者名目(その他)は、前掲の記載事項(関係)によること。

様式第二十号(第四、第十、第十九条の四関係)

様式第二十号(第四、第十、第十九条の四関係) (関係A)

目	種	計	算	書	(関係A)
目	種	計	算	書	(関係A)
目	種	計	算	書	(関係A)
I	労務費				千円
II	労務費				×××
III	労務費				××
IV	労務費				××
V	労務費				××
VI	労務費				××
VII	労務費				××
VIII	労務費				××
IX	労務費				××
X	労務費				××
XI	労務費				××
XII	労務費				××
XIII	労務費				××
XIV	労務費				××
XV	労務費				××
XVI	労務費				××
XVII	労務費				××
XVIII	労務費				××
XIX	労務費				××
XX	労務費				××
XXI	労務費				××
XXII	労務費				××
XXIII	労務費				××
XXIV	労務費				××
XXV	労務費				××
XXVI	労務費				××
XXVII	労務費				××
XXVIII	労務費				××
XXIX	労務費				××
XXXX	労務費				××
XXXXI	労務費				××
XXXXII	労務費				××
XXXXIII	労務費				××
XXXXIV	労務費				××
XXXXV	労務費				××
XXXXVI	労務費				××
XXXXVII	労務費				××
XXXXVIII	労務費				××
XXXXIX	労務費				××
XXXXX	労務費				××

注、調査費及び他の関係費に相当する額の内訳を明記する。

記載事項

1. 利益計算書は、利益の算定を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2. 「利益計算書の記載科目の分類は、法人の職員の分類によること。

関係者名目——前掲の記載事項

事業主利益額——事業主が事業開始後から事業のために借りたもの、事業主利益額(事業主利益)——前掲の記載事項(事業主利益)

3. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。
4. 記載科目を分類し、科目ごとに明記すること。

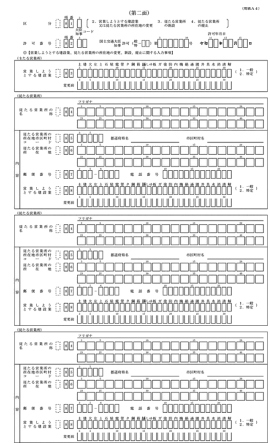
関係者名目

5. 関係者名目、事務所賃借料、事務所賃借料、役員等の他の関係、関係者及び関係者以外の関係(関係)——前掲の記載事項(関係)によること。
6. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
7. 関係者名目(その他)——前掲の記載事項(関係)によること。
8. 「関係者名目(その他)」は、前掲の記載事項(関係)によること。
9. 前掲の記載事項(関係)は、前掲の記載事項(関係)によること。

注、関係者名目(その他)は、前掲の記載事項(関係)によること。







記載要領

- 1 [1]から[8]までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 北海道庁長官 「国土交通大臣 加筆」 及び 「税 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出書」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする事(以下「届出書」という。)他にこの届出書を作成した者がいる場合には、届出書に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る届出書を添付すること。
- 4 [1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35] [36] [37] [38] [39] [40] [41] [42] [43] [44] [45] [46] [47] [48] [49] [50] [51] [52] [53] [54] [55] [56] [57] [58] [59] [60] [61] [62] [63] [64] [65] [66] [67] [68] [69] [70] [71] [72] [73] [74] [75] [76] [77] [78] [79] [80] [81] [82] [83] [84] [85] [86] [87] [88] [89] [90] [91] [92] [93] [94] [95] [96] [97] [98] [99] [100] [101] [102] [103] [104] [105] [106] [107] [108] [109] [110] [111] [112] [113] [114] [115] [116] [117] [118] [119] [120] [121] [122] [123] [124] [125] [126] [127] [128] [129] [130] [131] [132] [133] [134] [135] [136] [137] [138] [139] [140] [141] [142] [143] [144] [145] [146] [147] [148] [149] [150] [151] [152] [153] [154] [155] [156] [157] [158] [159] [160] [161] [162] [163] [164] [165] [166] [167] [168] [169] [170] [171] [172] [173] [174] [175] [176] [177] [178] [179] [180] [181] [182] [183] [184] [185] [186] [187] [188] [189] [190] [191] [192] [193] [194] [195] [196] [197] [198] [199] [200] [201] [202] [203] [204] [205] [206] [207] [208] [209] [210] [211] [212] [213] [214] [215] [216] [217] [218] [219] [220] [221] [222] [223] [224] [225] [226] [227] [228] [229] [230] [231] [232] [233] [234] [235] [236] [237] [238] [239] [240] [241] [242] [243] [244] [245] [246] [247] [248] [249] [250] [251] [252] [253] [254] [255] [256] [257] [258] [259] [260] [261] [262] [263] [264] [265] [266] [267] [268] [269] [270] [271] [272] [273] [274] [275] [276] [277] [278] [279] [280] [281] [282] [283] [284] [285] [286] [287] [288] [289] [290] [291] [292] [293] [294] [295] [296] [297] [298] [299] [300] [301] [302] [303] [304] [305] [306] [307] [308] [309] [310] [311] [312] [313] [314] [315] [316] [317] [318] [319] [320] [321] [322] [323] [324] [325] [326] [327] [328] [329] [330] [331] [332] [333] [334] [335] [336] [337] [338] [339] [340] [341] [342] [343] [344] [345] [346] [347] [348] [349] [350] [351] [352] [353] [354] [355] [356] [357] [358] [359] [360] [361] [362] [363] [364] [365] [366] [367] [368] [369] [370] [371] [372] [373] [374] [375] [376] [377] [378] [379] [380] [381] [382] [383] [384] [385] [386] [387] [388] [389] [390] [391] [392] [393] [394] [395] [396] [397] [398] [399] [400] [401] [402] [403] [404] [405] [406] [407] [408] [409] [410] [411] [412] [413] [414] [415] [416] [417] [418] [419] [420] [421] [422] [423] [424] [425] [426] [427] [428] [429] [430] [431] [432] [433] [434] [435] [436] [437] [438] [439] [440] [441] [442] [443] [444] [445] [446] [447] [448] [449] [450] [451] [452] [453] [454] [455] [456] [457] [458] [459] [460] [461] [462] [463] [464] [465] [466] [467] [468] [469] [470] [471] [472] [473] [474] [475] [476] [477] [478] [479] [480] [481] [482] [483] [484] [485] [486] [487] [488] [489] [490] [491] [492] [493] [494] [495] [496] [497] [498] [499] [500] [501] [502] [503] [504] [505] [506] [507] [508] [509] [510] [511] [512] [513] [514] [515] [516] [517] [518] [519] [520] [521] [522] [523] [524] [525] [526] [527] [528] [529] [530] [531] [532] [533] [534] [535] [536] [537] [538] [539] [540] [541] [542] [543] [544] [545] [546] [547] [548] [549] [550] [551] [552] [553] [554] [555] [556] [557] [558] [559] [560] [561] [562] [563] [564] [565] [566] [567] [568] [569] [570] [571] [572] [573] [574] [575] [576] [577] [578] [579] [580] [581] [582] [583] [584] [585] [586] [587] [588] [589] [590] [591] [592] [593] [594] [595] [596] [597] [598] [599] [600] [601] [602] [603] [604] [605] [606] [607] [608] [609] [610] [611] [612] [613] [614] [615] [616] [617] [618] [619] [620] [621] [622] [623] [624] [625] [626] [627] [628] [629] [630] [631] [632] [633] [634] [635] [636] [637] [638] [639] [640] [641] [642] [643] [644] [645] [646] [647] [648] [649] [650] [651] [652] [653] [654] [655] [656] [657] [658] [659] [660] [661] [662] [663] [664] [665] [666] [667] [668] [669] [670] [671] [672] [673] [674] [675] [676] [677] [678] [679] [680] [681] [682] [683] [684] [685] [686] [687] [688] [689] [690] [691] [692] [693] [694] [695] [696] [697] [698] [699] [700] [701] [702] [703] [704] [705] [706] [707] [708] [709] [710] [711] [712] [713] [714] [715] [716] [717] [718] [719] [720] [721] [722] [723] [724] [725] [726] [727] [728] [729] [730] [731] [732] [733] [734] [735] [736] [737] [738] [739] [740] [741] [742] [743] [744] [745] [746] [747] [748] [749] [750] [751] [752] [753] [754] [755] [756] [757] [758] [759] [760] [761] [762] [763] [764] [765] [766] [767] [768] [769] [770] [771] [772] [773] [774] [775] [776] [777] [778] [779] [780] [781] [782] [783] [784] [785] [786] [787] [788] [789] [790] [791] [792] [793] [794] [795] [796] [797] [798] [799] [800] [801] [802] [803] [804] [805] [806] [807] [808] [809] [810] [811] [812] [813] [814] [815] [816] [817] [818] [819] [820] [821] [822] [823] [824] [825] [826] [827] [828] [829] [830] [831] [832] [833] [834] [835] [836] [837] [838] [839] [840] [841] [842] [843] [844] [845] [846] [847] [848] [849] [850] [851] [852] [853] [854] [855] [856] [857] [858] [859] [860] [861] [862] [863] [864] [865] [866] [867] [868] [869] [870] [871] [872] [873] [874] [875] [876] [877] [878] [879] [880] [881] [882] [883] [884] [885] [886] [887] [888] [889] [890] [891] [892] [893] [894] [895] [896] [897] [898] [899] [900] [901] [902] [903] [904] [905] [906] [907] [908] [909] [910] [911] [912] [913] [914] [915] [916] [917] [918] [919] [920] [921] [922] [923] [924] [925] [926] [927] [928] [929] [930] [931] [932] [933] [934] [935] [936] [937] [938] [939] [940] [941] [942] [943] [944] [945] [946] [947] [948] [949] [950] [951] [952] [953] [954] [955] [956] [957] [958] [959] [960] [961] [962] [963] [964] [965] [966] [967] [968] [969] [970] [971] [972] [973] [974] [975] [976] [977] [978] [979] [980] [981] [982] [983] [984] [985] [986] [987] [988] [989] [990] [991] [992] [993] [994] [995] [996] [997] [998] [999] [1000]

13 [13] 「別号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例)	別号又は名称	種類	略号
	有限会社	有 限 公 司	(株)
	株式会社	株 式 公 司	(有)
	合資会社	合 資 公 司	(合)
	合同会社	合 同 公 司	(合)
	有限組合	有 限 組 合	(組)
	合同組合	合 同 組 合	(組)
	任意組合	任 意 組 合	(合)

- 14 [13] 「代表者又は個人の氏名(フリガナ)」の欄は、カタカナで姓と名の間に「カ」を空けて記入し、その際、漢字又は平漢字を表す文字については、例えば「田中」又は「田中」のように文字として扱うこと。
- 15 [13] 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に「カ」を空けて記入すること。
- 16 [13] 「住たる営業所の所在地(市区町村コード)」及び[15] 「従たる営業所の所在地(市区町村コード)」の欄は、郵便番号の番口欄付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 17 [13] 「住たる営業所の所在地」及び[15] 「従たる営業所の所在地」の欄は、上記により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、地区区分及び住居番号等を、「丁目」及び「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば「000-0000-0000」のように記入すること。
- 18 [13] 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば「00-0000-0000」のように左詰りで記入すること。
- 19 [13] 「資本金額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 [13] 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。  
 [2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更]・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

13. 従たる営業所の新設・・・新たに従たる営業所を追加する場合	14. 従たる営業所の廃止・・・従たる営業所を廃止する場合
15. 従たる営業所の名称の変更する場合	16. 従たる営業所の名称の変更する場合
17. 従たる営業所の名称の変更する場合	18. 従たる営業所の名称の変更する場合
19. 従たる営業所の名称の変更する場合	20. 従たる営業所の名称の変更する場合
21. 従たる営業所の名称の変更する場合	22. 従たる営業所の名称の変更する場合
23. 従たる営業所の名称の変更する場合	24. 従たる営業所の名称の変更する場合

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、[14]「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。























































様式第二十七号(第二十四条関係)

<p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>所屬地事務長 身元及び職名 氏 名 生 年 月 日</p>	<p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p>
--	---

様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	

記載要領  
「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	

記載要領  
1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。  
2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補正する者取組)」と記載すること。  
3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。  
4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特別監理技術者を含む。)を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。  
5 「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。  
6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

様式第三十号(第二十九条関係)

<p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>所屬地事務長 身元及び職名 氏 名 生 年 月 日</p>	<p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p> <p>建設業法第21条第2項において準用する同法第16条の十一第1項の規定による立入検査証</p>
--	---



職 業 能 力 開 発 促 進 法				消 防 法	水 道 法	電 気 通 信 事 業 法		工 事 士 電 気 事 業 法		
57	72	6B	64	71	69	68	65	35	59	58
とび・とび工(1級) 3年	左官(1級) 3年	型枠施工(1級) 3年	型枠施工(1級) 3年	乙種 建築大工(1級) 3年	甲種 消防設備士	給水装置 工事主任技術者 1年	電気主任技術者(第1種) 5年	電気通信主任技術者 5年	工事担任者 3年	電気主任技術者(第1種) 5年

79	78	77	70	76	75	74	6C	66	7A	73	5B
積みブロック 積みブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年	ブロック 建築・ブロック 3年

67	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
路面標示 3年	噴霧塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年	金属塗装 3年

20	10	99	98	97	96	95	94	93	92
北海道	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
41	31	62	52	83	73	63	62	61	60
静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
83	73	63	62	61	60	59	58	57	56
愛媛県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県

備考  
資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

						2 1	1 1	0 1	9 0	8 0	7 0	6 0	5 0	4 0	3 0	
						県 葉 千	県 玉 埼	県 馬 群	県 木 柵	県 城 茨	県 島 福	県 形 山	県 田 秋	県 城 宮	県 手 岩	
						4 2	3 2	2 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1	
						県 重 三	県 知 愛	県 岡 静	県 阜 岐	県 野 長	県 梨 山	県 井 福	県 川 石	県 山 富	県 湯 新	
						6 3	5 3	4 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	8 2	7 2	
						県 島 徳	県 口 山	県 島 広	県 山 岡	県 根 島	県 取 鳥	県 山 歌 和	県 良 奈	県 庫 兵	府 阪 大	
						8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	
						他 の そ	県 縄 沖	県 島 児 鹿	県 崎 宮	県 分 大	県 本 熊	県 崎 長	県 賀 佐	県 岡 福	県 知 高	

(別表)  
(四)

資格区分

ド

1 0

2 0

3 0

4 0

5 0

0 0

0 0

0 0

0 0

0 0

令第28条該当  
(同号口と同等以上)  
法第15条第2号ハ該当  
(同号イと同等以上)  
法第7条第2号イ該当  
法第7条第2号ロ該当  
法第15条第2号ハ該当  
(同号イと同等以上)  
法第15条第2号ハ該当  
(同号ロと同等以上)  
令第28条該当

法 業 設 建

1 2	C 1	A 1	0 1	L 2	E 2	6 2	K 2	5 2	J 2	D 2	4 2	H 1	C 1	3 1	G 2	B 2	2 2	F 1	A 1	1 1
2 2	2 2	2 2	2 2	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
築)	二級建築施工管理技士(建	一級建築施工管理技士補	第4条該当) "	一級建築施工管理技士	二級土木施工管理技士補(薬液注入)	注入(附則第4条該当)	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)	二級土木施工管理技士補(土木)	二級土木施工管理技士補(土木)	二級土木施工管理技士補(土木)	一級土木施工管理技士補	第4条該当) "	一級土木施工管理技士	二級建設機械施工管理技士補(第1種)	二級建設機械施工管理技士補(第1種)	二級建設機械施工管理技士補(第1種)	一級建設機械施工管理技士補	第4条該当) "	一級建設機械施工管理技士

法 士 築 建

7 1	E 2	4 2	4 2	D 1	3 1	C 2	2 2	2 2	B 1	1 1	A 2	0 2	G 1	9 1	F 2	8 2	E 1	7 1	D 2	3 2	B 2	2 2	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
一級建築士	二級造園施工管理技士補	二級造園施工管理技士	二級造園施工管理技士	一級造園施工管理技士補	一級造園施工管理技士	二級電気通信工事施工管理技士補	二級電気通信工事施工管理技士	二級電気通信工事施工管理技士	一級電気通信工事施工管理技士補	一級電気通信工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士補	二級管工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士補	一級管工事施工管理技士	二級電気工事施工管理技士補	二級電気工事施工管理技士	一級電気工事施工管理技士補	一級電気工事施工管理技士	二級建築施工管理技士補	二級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士	

法 士 術 技

D 1	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1	4 1	4 1	C 1	3 1	B 1	2 1	A 1	1 1	9 2	8 2	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	
(附則第4条該当)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	建設・総合技術監理(建設)	木造	二級

法防消		法道水	法業事信通気電			法業事気電法士事工気電							
9 1 6	8 1 6	5 2 6	5 2 3	9 2 5	8 2 5	6 2 5	5 1 5	4 1 5	3 1 5	2 1 5	A 1 5	1 1 5	0 1 5
乙種 "	甲種消防設備士	給水装置工事主任技術者 1年	工事担任者 3年	電気通信主任技術者 5年	電気主任技術者(第1種) 第3種) 5年		第二種 " 3年	第一種電気工事士	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	(附則第4条該当)	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)

法進促発開力能業職

C 2 6	C 1 6	6 2 6	6 1 6	A 2 7	A 1 7	3 2 7	3 1 7	B 2 5	B 1 5	7 2 5	7 1 5	2 2 7	2 1 7	B 2 6	B 1 6	4 2 6	4 1 6	1 2 7	1 1 7
(附則第4条該当) 3年	ウエルポイント施工(1級) (附則第4条該当)	級) 3年	ウエルポイント施工(1級)	(附則第4条該当) 3年	コンクリート圧送施工(1級) (附則第4条該当)	級) 3年	コンクリート圧送施工(1級)	4条該当) 3年	とび・とび工(1級) (附則第4条該当)	" (2級) 3年	とび・とび工(1級)	" (2級) 3年	左官(1級)	該当) 3年	4条該当) 型枠施工(1級) (附則第4条該当)	" (2級) 3年	型枠施工(1級)	" (2級) 3年	建築大工(1級)

3 2 8	3 1 8	2 2 8	2 1 8	1 2 8	1 1 8	0 2 8	0 1 8	9 2 7	9 1 7	8 2 7	8 1 7	7 2 7	7 1 7	0 2 7	0 1 7	6 2 7	6 1 7	5 2 7	5 1 7	4 2 7	4 1 7
" (2級) 3年	工場板金(1級)	級) 3年	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	" (2級) 3年	鉄工・製罐(1級)	級) 3年	石工・石材施工・石積み(1級)	" (2級) 3年	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	" (2級) 3年	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	" (2級) 3年	タイル張り・タイル張り工(1級)	" (2級) 3年	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	" (2級) 3年	配管・配管工(1級)	級) 3年	給排水衛生設備配管(1級)	" (2級) 3年	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)

3 1 9	2 2 9	2 1 9	7 1 6	1 2 9	1 1 9	0 2 9	0 1 9	9 2 8	9 1 8	8 2 8	8 1 8	7 2 8	7 1 8	6 2 8	6 1 8	5 2 8	5 1 8	4 2 8	4 1 8
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床	" (2級) 3年	畳製作・畳工(1級)	路面標示施工	" (2級) 3年	噴霧塗装(1級)	級) 3年	金属塗装・金属塗装工(1級)	" (2級) 3年	建築塗装・建築塗装工(1級)	" (2級) 3年	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	" (2級) 3年	ガラス施工(1級)	" (2級) 3年	かわらぶき・スレート施工(1級)	" (2級) 3年	板金・板金工・打出し板金(1級)	" (2級) 3年	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)

909	406	006	306	206	004	A06	106	829	819	729	719	629	619	529	519	429	419	329		
その他	基幹技能者	解体工事	計装 1年	建築設備士 1年	基礎ぐい工事	条該当) 1年 (附則第4	地すべり防止工事 1年	" (2級) 3年	さく井(1級)	" (2級) 3年	防水施工(1級)	" (2級) 3年	造園(1級) (2級) 3年	" (2級) 3年	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	" (2級) 3年	熱絶縁施工(1級)	" (2級) 3年	仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	

備考 資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。  
(別表(五))

401	301	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302		
土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能 力があると国土交通大臣が 認定した者に該当	解体工事業	清掃施設工事業	消防施設工事業	水道施設工事業	建具工事業	さく井工事業	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	機械器具設置工事業	内装仕上工事業	防水工事業	塗装工事業	ガラス工事業	板金工事業	しゅんせつ工事業	舗装工事業	鉄筋工事業	鋼構造物工事業	工事業	タイル・れんが・ブロック	管工事業	電気工事業	屋根工事業	石工事業	とび・土工事業	左官工事業	大工工事業	建築工事業	

509	508	507	506	505	504	503	502	501	429	428	427	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402		
管工事業	電気工事業	屋根工事業	石工事業	とび・土工事業	左官工事業	大工工事業	建築工事業	土木工事業についてその他の 技術者と同等以上の潜在的 能力があると国土交通大臣 が認定した者に該当	解体工事業	清掃施設工事業	消防施設工事業	水道施設工事業	建具工事業	さく井工事業	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	機械器具設置工事業	内装仕上工事業	防水工事業	塗装工事業	ガラス工事業	板金工事業	しゅんせつ工事業	舗装工事業	鉄筋工事業	鋼構造物工事業	工事業	タイル・れんが・ブロック	管工事業	電気工事業	屋根工事業	石工事業	とび・土工事業	左官工事業	大工工事業	建築工事業	力があると国土交通大臣が 認定した者に該当

備考 1級技術者：法第15条第2号イに該当する者  
2級技術者：法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者  
その他の技術者：法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者  
登録基幹技能者講習を修了した者：第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

601	529	528	527	526	525	524	523	522	521	520	519	518	517	516	515	514	513	512	511	510
登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的 能力があると国土交通大臣 が認定した者に該当	解体工事業	清掃施設工事業	消防施設工事業	水道施設工事業	建具工事業	さく井工事業	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	機械器具設置工事業	内装仕上工事業	防水工事業	塗装工事業	ガラス工事業	板金工事業	しゅんせつ工事業	舗装工事業	鉄筋工事業	鋼構造物工事業	タイル・れんが・ブロック 工事業